

# 只見町

## 第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

只見町

## はじめに

近年、地域のつながりの希薄化や少子化により、こども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会が減少し、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になります。特に地方部では過疎化が進み、地域の居場所づくりの必要性が高まっています。

国では、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。また、令和5年12月には「こども大綱」、「こども未来戦略」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組が示されました。

令和6年には、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度の創設など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変わり、ますます社会全体で子育てを支える体制が重要視されています。

本町においては、令和2年度より「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもたちが健やかに成長し、親も子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じられるよう、地域でのふれあい・助け合いによる子育てを、行政と地域全体で推進してきました。

令和7年度を始期とする「只見町第3期子ども子育て支援事業計画」では、これまでの取組を踏まえ、より只見町らしい、実効性の高い計画となるよう検討を重ね策定しました。只見町で産みたい、育てたいと思えるサポート体制を整え「～みんなで支え、みんなで育む 未来の只見っ子～ 未来につなぐ持続可能な子育て」を基本理念とし、子どもや家庭、地域が子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを目指します。

最後に、計画の策定にあたりまして、多大なご協力を賜りました「只見町子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査へのご協力、貴重なご意見をお寄せいただきました町民や関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

只見町長 渡部 勇夫

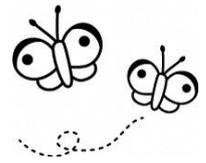


# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の対象 .....	2
4 計画の期間 .....	2
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題</b> .....	<b>3</b>
1 只見町の概況 .....	3
2 「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 .....	6
3 ニーズ調査結果の概要 .....	11
4 子ども・子育ての課題 .....	21
<b>第3章 基本理念・基本目標と施策の体系</b> .....	<b>23</b>
1 子ども・子育て支援の方向性 .....	23
2 基本理念 .....	23
3 基本理念実現のための重点ポイント .....	24
4 計画の施策体系 .....	24
<b>第4章 子ども・子育て支援施策</b> .....	<b>25</b>
基本目標1 子どもの健やかな成長を育む只見らしさを活かした環境づくり .....	25
基本目標2 切れ目なく安心して産み育てられる環境づくり .....	30
基本目標3 地域社会全体で只見の資源（ひと・もの・こと）を活かした子育て支援 .....	36
基本目標4 子どもの権利を尊重した環境づくりの推進 .....	41
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>46</b>
1 教育・保育の提供区域 .....	47
2 人口推計 .....	48
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	49
4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	50
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 .....	60
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>61</b>
<b>資料編</b> .....	<b>62</b>
1 子ども・子育て会議に係る資料 .....	62

## ◇「子ども」と「こども」の表記について

「子ども」と「こども」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等の関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

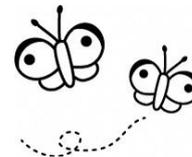
我が国では依然として、人口減少、少子高齢化が進んでいる状況となっています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このような背景から、国においては、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、令和3年には「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、こども家庭庁が発足されました。

また「こども基本法」に基づき、令和5年12月には「こども大綱」が制定されたことにより、こどもや若者の意見を反映させ、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差を解消し、良好な成長環境を整備することが求められています。地方自治体が様々な団体と連携し、社会全体でこどもや若者、子育て世帯を支える体制が重要視されています。

本町では、平成21年に策定した「只見町次世代育成支援行動計画（後期）」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「（第1期）只見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、また、令和2年3月には「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備を推進してきました。

今回、第2期計画が令和6年度をもって終了することから、これまでの成果や課題、近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を再確認・再検証し、すべてのこどもの健やかな成長を社会全体で支援できる環境整備をより一層推進することを目的として、「只見町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

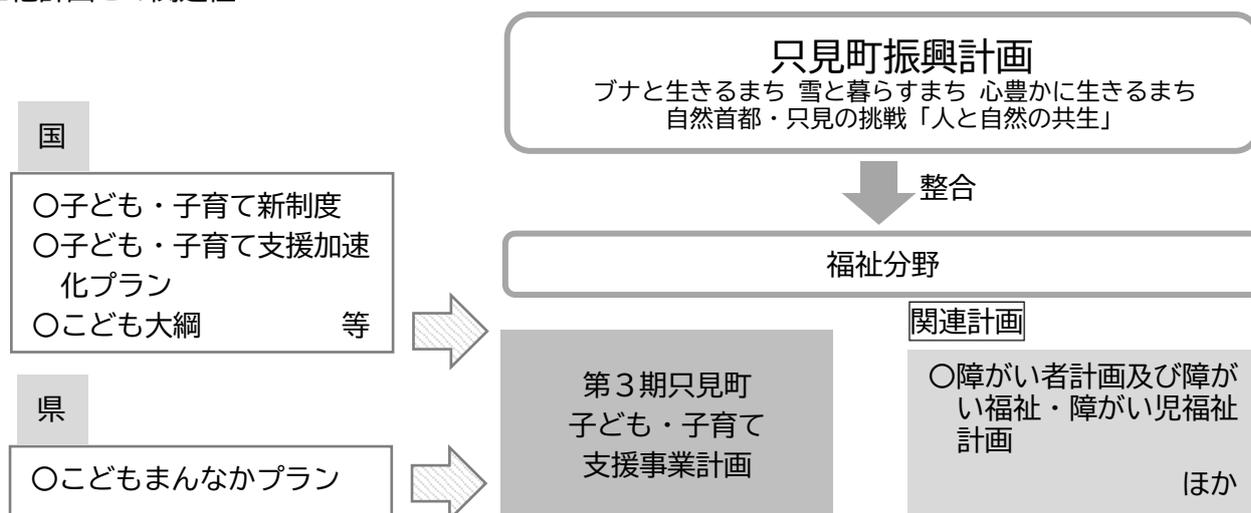


## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、「只見町振興計画」を上位計画とし、本町の児童福祉・母子保健・医療、教育等の関連する計画との整合性を図り策定します。

### ■他計画との関連性



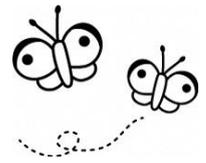
## 3 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭を対象としています。また、子育て支援を町と連携・協力して行う地域、教育・保育施設、NPO や市民活動団体、企業等も対象とします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
只見町第2期子ども・子育て支援事業計画					只見町第3期子ども・子育て支援事業計画				



# 第2章

## 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

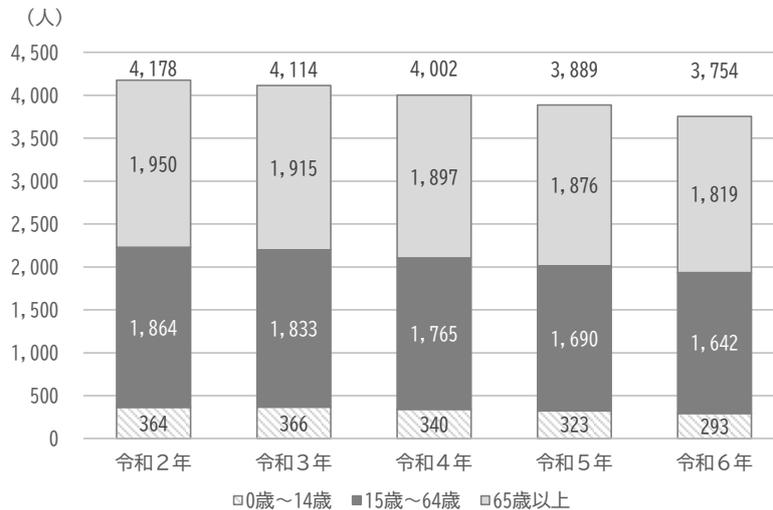
### 1 只見町の概況

#### (1) 総人口と子どもの状況

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、令和5年には4,000人を下回っています。

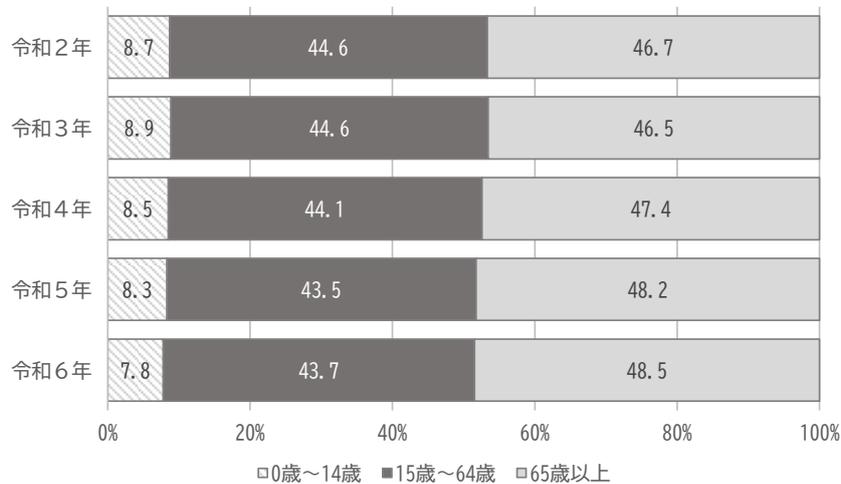
年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0歳～14歳）の比率が令和2年から令和6年にかけて0.9ポイント減少しており、少子高齢化の進行がみてとれます。

総人口・年齢3区分別人口の推移

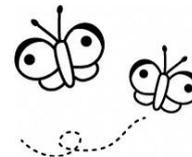


出典：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

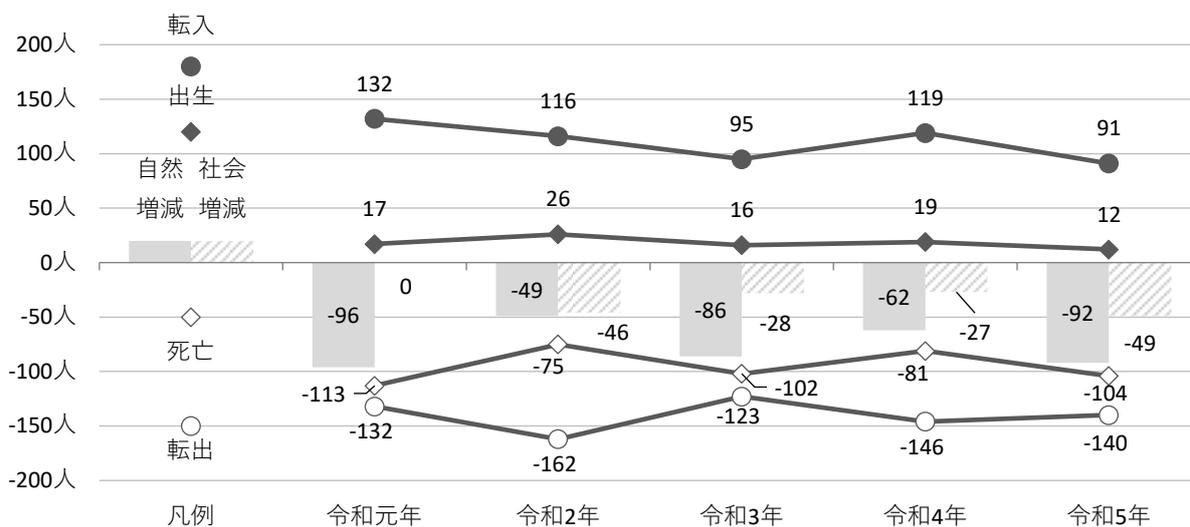


## (2) 自然動態・社会動態

本町の自然増減（出生数・死亡数）は、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然減の状態が続いています。令和5年度では、死亡数が出生数を92人上回っています。

社会増減（転入数・転出数）においても転出数が転入数を上回る社会減の状態となっており、令和5年度では転出数が転入数を49人上回っています。

自然増減・社会増減の推移

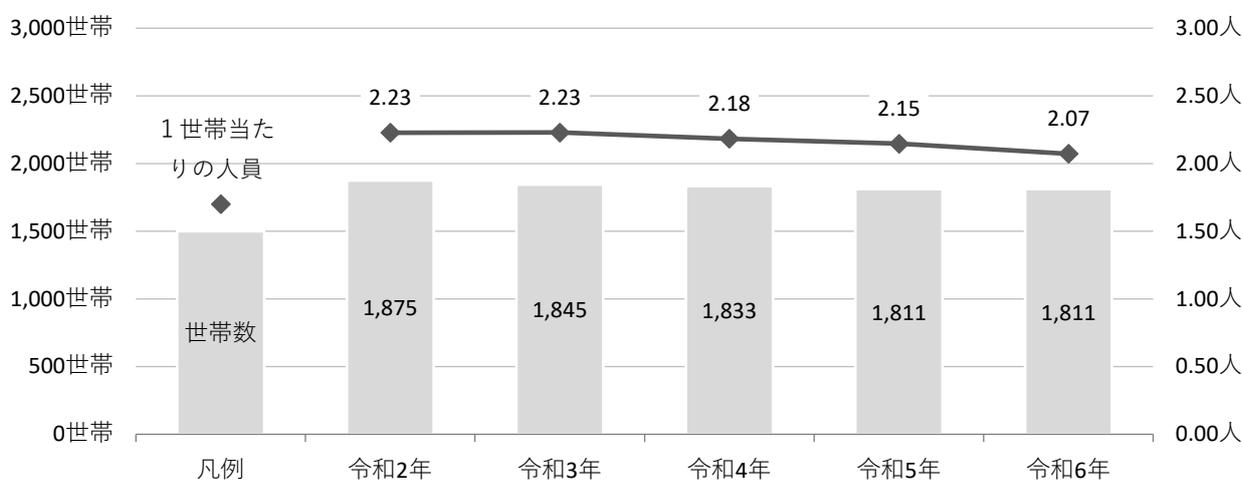


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

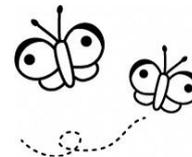
## (3) 世帯状況

世帯総数は、令和2年から令和6年にかけて64世帯減少しています。また、1世帯当たりの人員も減少しており、核家族化の進行がみてとれます。

総世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

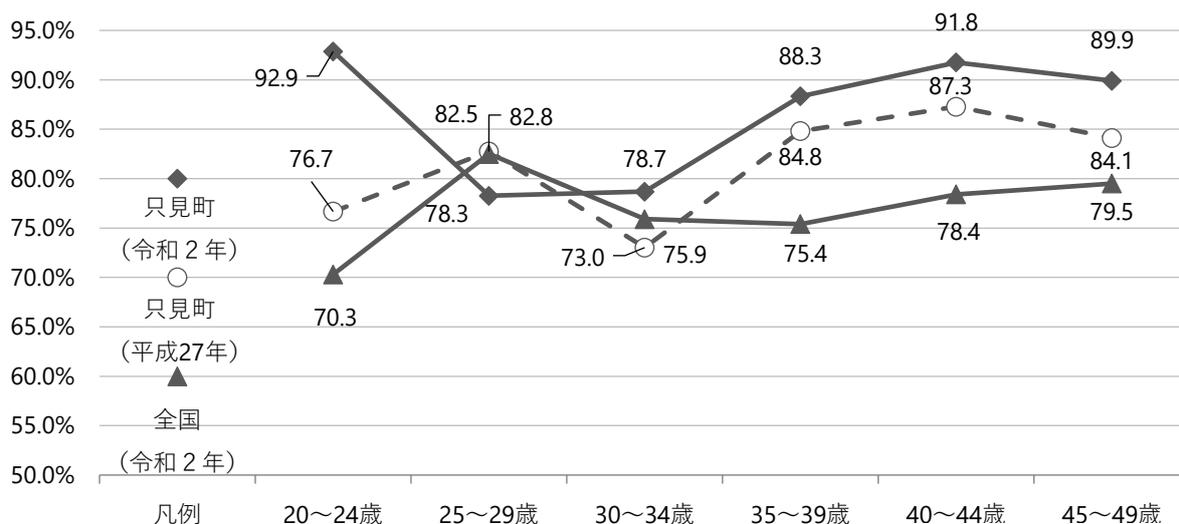


## (4) 就労の状況

本町の女性の就業率は、令和2年度において全国平均と比較し、「25～29歳」を除く年齢層で高い水準となっています。「25歳～29歳」で78.3%、「30歳～34歳」で78.7%と子育てによる離職は一定あるものの、全体的に就業率は高い傾向にあることがうかがえます。

また、地位別の従業者数をみると、「正規の職員・従業員」の割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト等」となっています。

年齢別女性の就業率

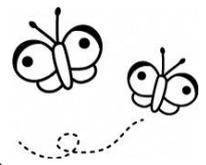


出典：国勢調査

地位別従業者数

	総数	雇用者	雇用者の内訳			役員・業主等
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	
只見町 (平成27年)	896 (100.0%)	673 (75.1%)	351 (39.2%)	7 (0.8%)	315 (35.2%)	223 (24.9%)
只見町 (令和2年)	885 (100.0%)	659 (74.5%)	367 (41.5%)	11 (1.2%)	281 (31.8%)	226 (25.5%)
福島県 (令和2年)	383,701 (100.0%)	316,474 (82.5%)	169,342 (44.1%)	10,616 (2.8%)	136,516 (35.6%)	67,227 (17.5%)
全国 (令和2年)	26,141,918 (100.0%)	22,361,040 (85.5%)	10,731,753 (41.1%)	883,817 (3.4%)	10,745,470 (41.1%)	3,780,878 (14.5%)

出典：国勢調査



## 2 「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

### (1) 教育・保育の状況

「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の状況は、次のとおりです。2号認定は、概ね見込み量どおりとなっており、60人前後で推移しています。

3号認定（3歳未満の子ども）は、実績が見込み量を下回っており、令和3年度をピークに減少傾向となっています。

※見込み量は、前計画策定時に実績等から推計した年度毎に必要な見込みの量です。

#### ■教育・保育（3歳以上の子ども）の見込み量と実績

単位：人

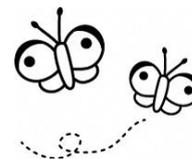
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	教育のみ(1号)	保育所	-	-	-	-	-
	教育のみ(2号)	保育所	-	-	-	-	-
	保育の必要性あり(2号)	保育所	58	67	65	70	59
見込み量	教育のみ(1号)	認定こども園、保育所 (教育・保育施設)	-	-	-	-	-
	教育のみ(2号)	認定こども園、保育所 (教育・保育施設)	-	-	-	-	-
	保育の必要性あり(2号)	認定こども園、保育所 (教育・保育施設)	71	69	68	69	68
実績との差		保育所	-13	-2	-3	1	-9

#### ■教育・保育（3歳未満の子ども）の見込み量と実績

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	保育の必要性あり(0歳)	保育所	5	9	0	9	5
	保育の必要性あり(1-2歳)	保育所	37	35	37	28	29
見込み量	保育の必要性あり(0歳)	認定こども園、保育所 (教育・保育施設)	17	16	16	16	16
	保育の必要性あり(1-2歳)	認定こども園、保育所 (教育・保育施設)	53	47	47	47	45
実績との差	保育の必要性あり(0歳)	保育所	-12	-7	-16	-7	-11
	保育の必要性あり(1-2歳)	保育所	-16	-12	-10	-19	-16

※令和6年度実績は、年度内の入所許可数で記載しています。



## (2) 地域子ども・子育て支援事業

※見込み量は、前計画策定時に実績等から推計した年度毎に必要となる見込みの量です。

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は、見込み量どおりの実績となっています。

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	
見込み量	1	1	1	1	1
実績との差	0	0	0	0	

※保健福祉センター内 只見町子育て世代包括支援センター 1か所

※令和6年度実績については未確定のため記載なし

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業は、実績が見込み量を大きく下回る状況となっています。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	22	97	136	129	
見込み量	241	230	222	222	211
実績との差	-219	-133	-86	-93	

※「すこやか広場」「すくすく教室」「遊びの教室」「かるがもクラブ」等

※令和6年度実績については未確定のため記載なし

### ③妊婦健康診査

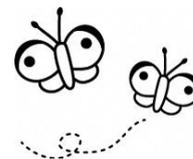
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の随時に必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は、令和2年度、令和3年度で見込み量を上回っています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	35	31	24	14	
見込み量	29	28	28	28	28
実績との差	6	3	-4	-14	

※令和6年度実績については未確定のため記載なし



#### ④乳幼児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳幼児全戸訪問事業は、令和2年度に実績が見込み量を上回っていますが、概ね見込み量どおりとなっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	25	17	20	10	
見込み量	17	17	17	17	17
実績との差	8	0	3	-7	

※新生児訪問指導

※令和6年度実績については未確定のため記載なし

#### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業は、利用実績がありませんでした。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	0	
見込み量	2	2	2	2	2
実績との差	-2	-2	-2	-2	

※令和6年度実績については未確定のため記載なし

#### ⑥子育て短期支援事業

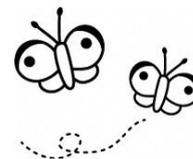
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

子育て短期支援事業は、町内には児童養護施設等が設置されていないため見込み量の設定もしておらず、町外施設の利用実績もありませんでした。

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	-	-	
見込み量	-	-	-	-	-
実績との差	-	-	-	-	

※令和6年度実績については未確定のため記載なし



⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、乳幼児・児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、見込み量の設定もなく、利用実績もありませんでした。

単位：人日／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	-	-	-
見込み量	-	-	-	-	-
実績との差	-	-	-	-	-

⑧一時預かり（一時保育）事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、令和4年度を除き実績が見込み量を下回っています。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	68	9	255	70	
見込み量	137	132	131	132	131
実績との差	-69	-123	124	-62	

※「人日」は、人数×日数で年間の実績を算出しています。例えば10人が15日利用した場合は150人日となります。

※令和6年度実績については未確定のため記載なし

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等において保育を実施する事業です。

延長保育事業は、実績が見込み量を上回る状況が続いています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	48	54	41	36	
見込み量	33	32	31	32	31
実績との差	15	22	10	4	

※令和6年度実績については未確定のため記載なし



### ⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町においては、看護師や施設の確保が困難なため見込み量も設定しておらず、病児保育事業は、実績がありませんでした。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	-	-	-
見込み量	-	-	-	-	-
実績との差	-	-	-	-	-

### ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、低学年・高学年ともに見込み量の範囲内で推移しており、高学年については、概ね見込み量どおりとなっていますが、利用人数は増加傾向となっています。

#### ■低学年

単位：人／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（低学年）	52	52	61	53	
見込み量（低学年）	77	75	75	75	75
実績との差	-25	-23	-14	-22	

※令和3年度までは、放課後子ども教室、子育てひろば、令和4年度から放課後こどもクラブ

#### ■高学年

単位：人／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（高学年）	18	19	19	25	
見込み量（高学年）	28	27	26	27	26
実績との差	-10	-8	-7	-2	

※令和3年度までは、放課後子ども教室、子育てひろば、令和4年度から放課後こどもクラブ

※令和6年度実績については未確定のため記載なし



### 3 ニーズ調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の皆さまの教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望、生活の実態等を把握し、これからの本町の子育て施策を検討する基礎資料とするために調査を実施しました。

#### (2) 調査概要と配布・回収状況

■調査期間：令和5年12月15日から令和6年1月12日

■調査方法：郵送配布（保育所・学校配布含む）・郵送回収及びWEB回答

##### ①就学前（小学校入学前）児童のいる世帯

○調査対象：町内在住の就学前児童がいる保護者 85名

○配布・回収結果：

配布数	郵送回答	WEB回答	合計	回収率
85	26	21	47	55.3%

##### ②小学生のいる世帯

○調査対象：町内在住の小学生児童がいる保護者 95名

○配布・回収結果：

配布数	郵送回答	WEB回答	合計	回収率
95	33	28	61	64.2%

##### ③中高生対象年齢の者

○調査対象：町内在住の中高生年齢者 194名

○配布・回収結果：

配布数	郵送回答	WEB回答	合計	回収率
194	23	102	125	64.4%



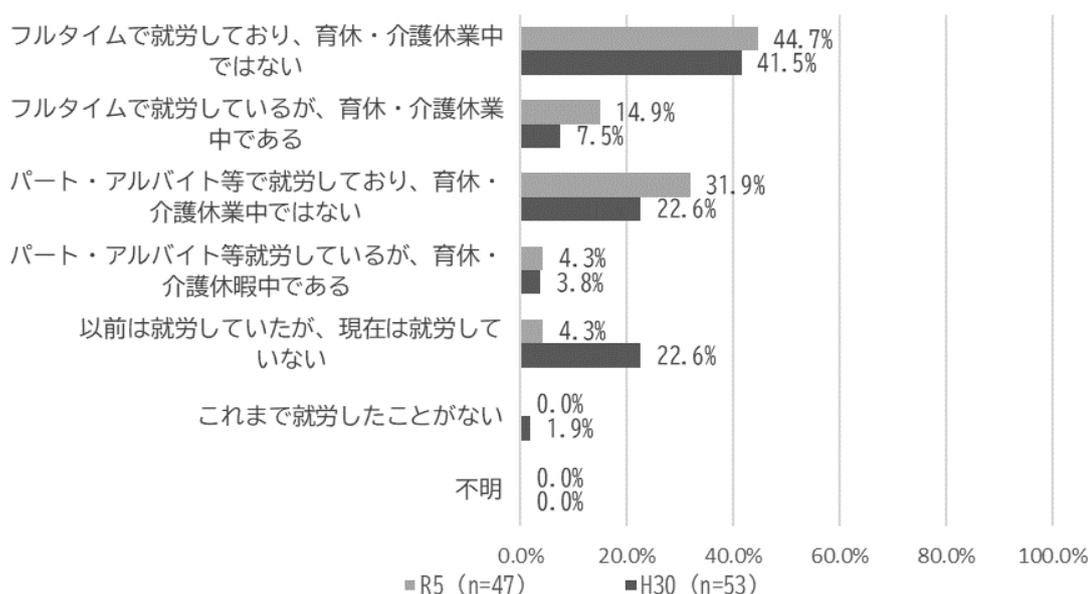
### (3) 調査結果

#### ①就労状況【就学前、小学生】

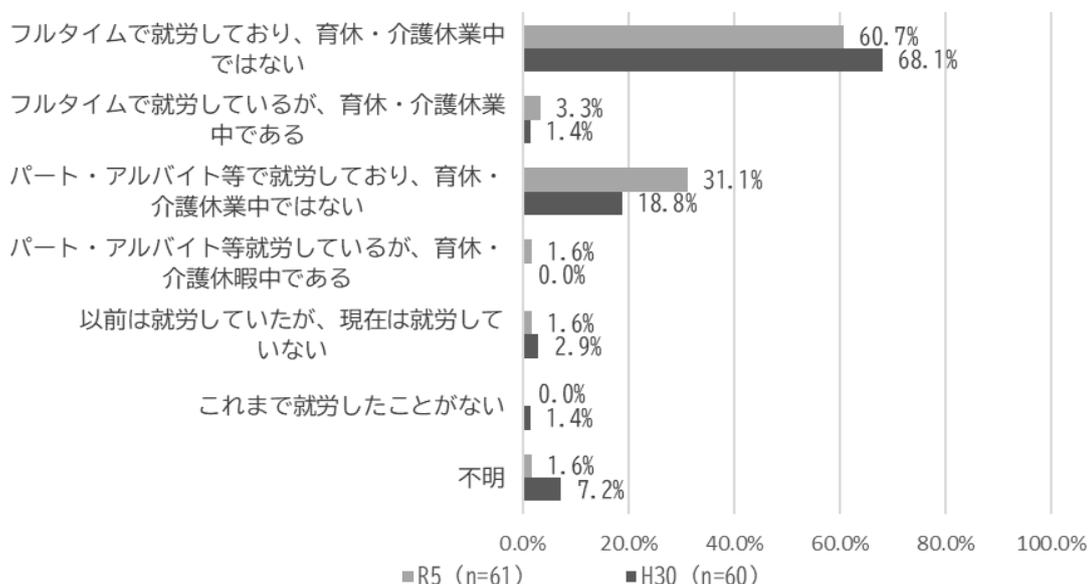
就学前調査では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が44.7%、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.9%となっています。同様に、小学生の調査でも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が60.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.1%となっています。

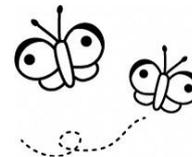
前回結果と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前で9.3ポイント、小学生で12.3ポイント増えています。

#### ■就学前の母親の就労状況



#### ■小学生の母親の就労状況

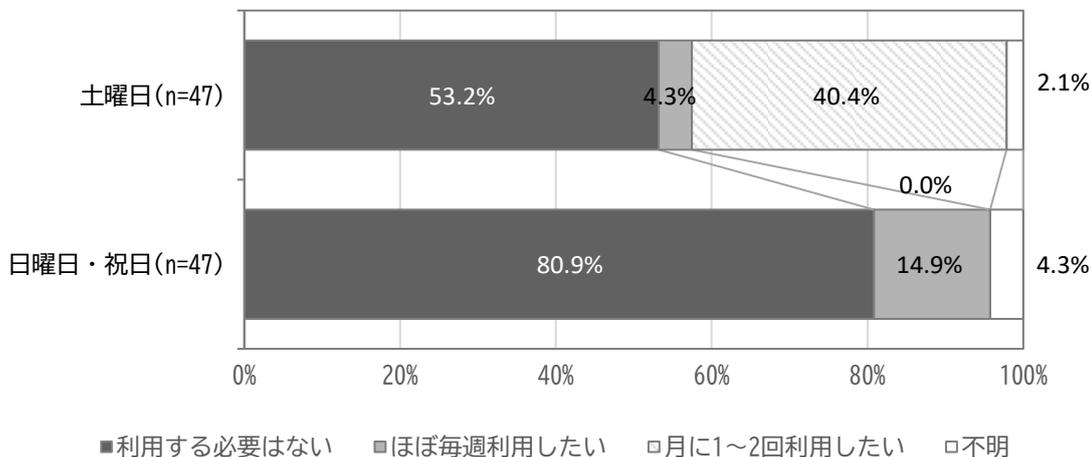




### ②土曜日、日曜日・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向【就学前】

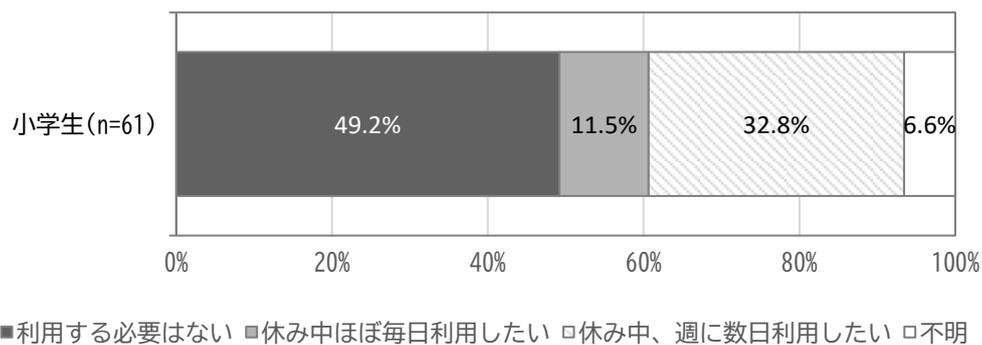
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 53.2%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」が 40.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 4.3%となっています。

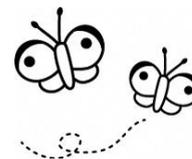
一方で、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 80.9%と最も高く、次いで「ほぼ毎週利用したい」が 14.9%となっています。



### ③夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用意向【小学生】

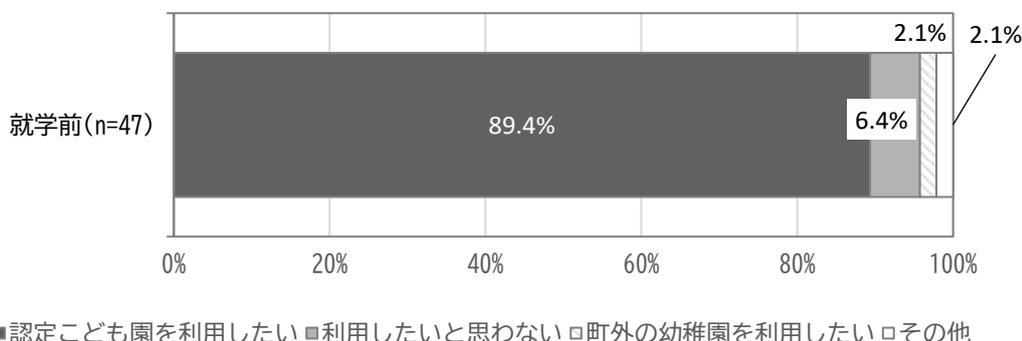
長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 49.2%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 32.8%、「休みの期間中ほぼ毎日利用したい」が 11.5%となっています。





#### ④認定こども園の利用意向【就学前】

只見町内に「認定こども園」ができた場合、利用したいかどうかについては、「認定こども園を利用したい」が89.4%と大半を占め、次いで「利用したいと思わない」が6.4%となっています。

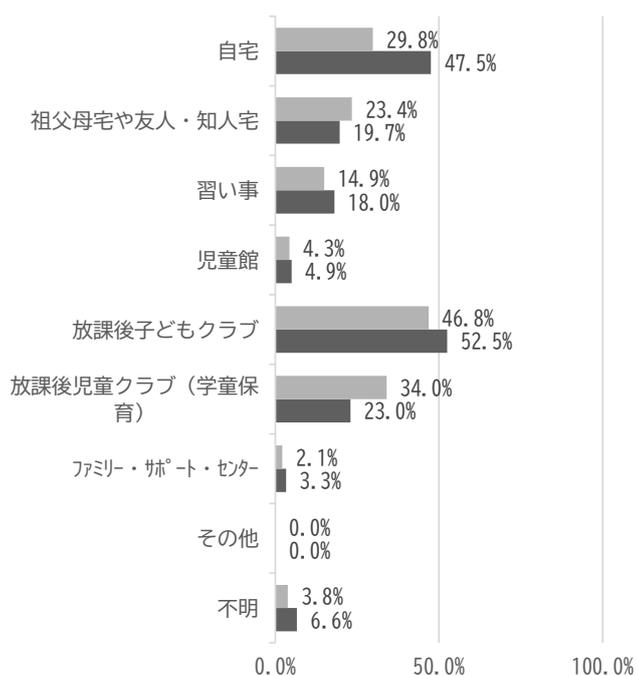


#### ⑤小学校低学年・高学年の放課後の過ごし方【就学前、小学生】

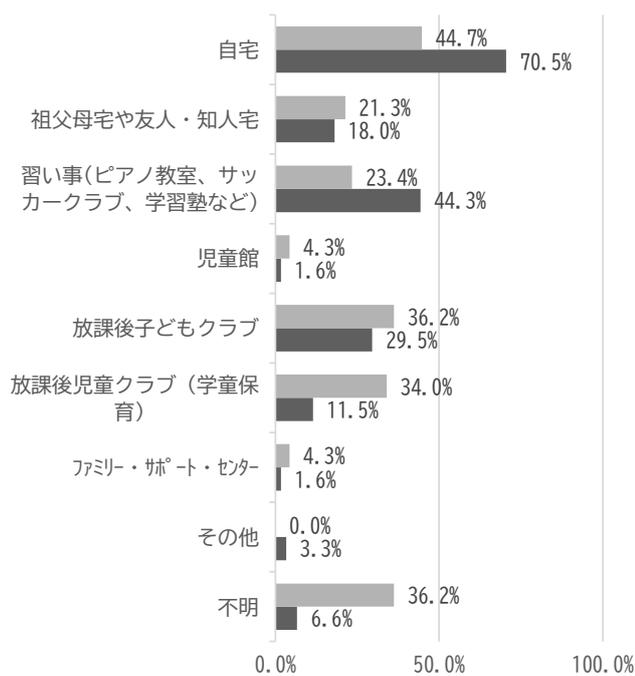
小学校低学年時の放課後の過ごし方は、就学前の調査で「放課後子どもクラブ」が46.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.0%となっています。小学生の調査では、「放課後子どもクラブ」が52.5%と最も高く、次いで「自宅」が47.5%となっています。

一方、小学校高学年時の放課後の過ごし方は、就学前の調査で「自宅」が44.7%と最も高く、次いで「放課後子どもクラブ」が36.2%となっています。小学生の調査では、「自宅」が70.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が44.3%となっています。

##### ■小学校低学年



##### ■小学校高学年



■就学前 (n=47) ■小学生 (n=61)

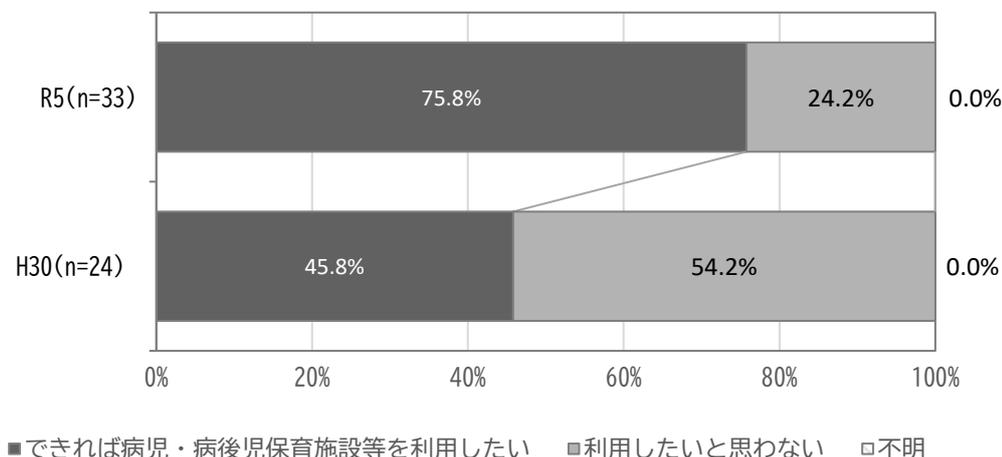
■就学前 (n=47) ■小学生 (n=61)



⑥病児・病後児保育施設等の利用意向【就学前】

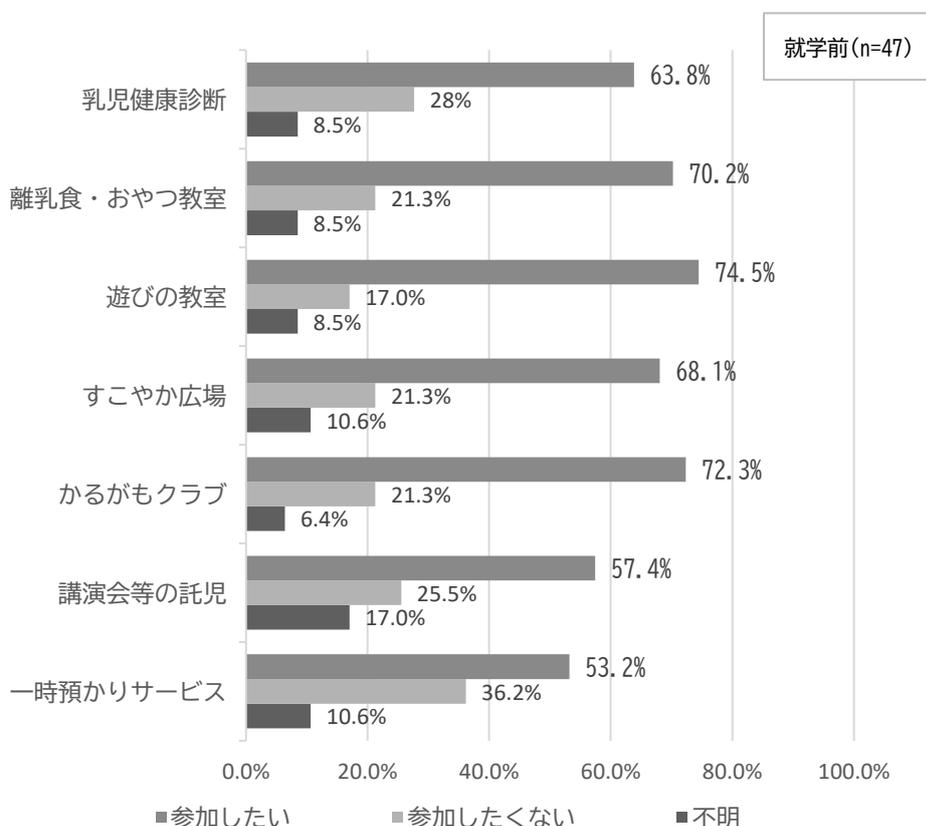
病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が75.8%、「利用したいと思わない」が24.2%となっています。

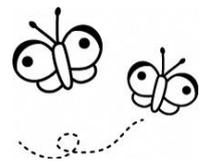
また、前回結果と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が30.0ポイント増えています。



⑦只見町が実施する子育て支援事業の参加意向【就学前】

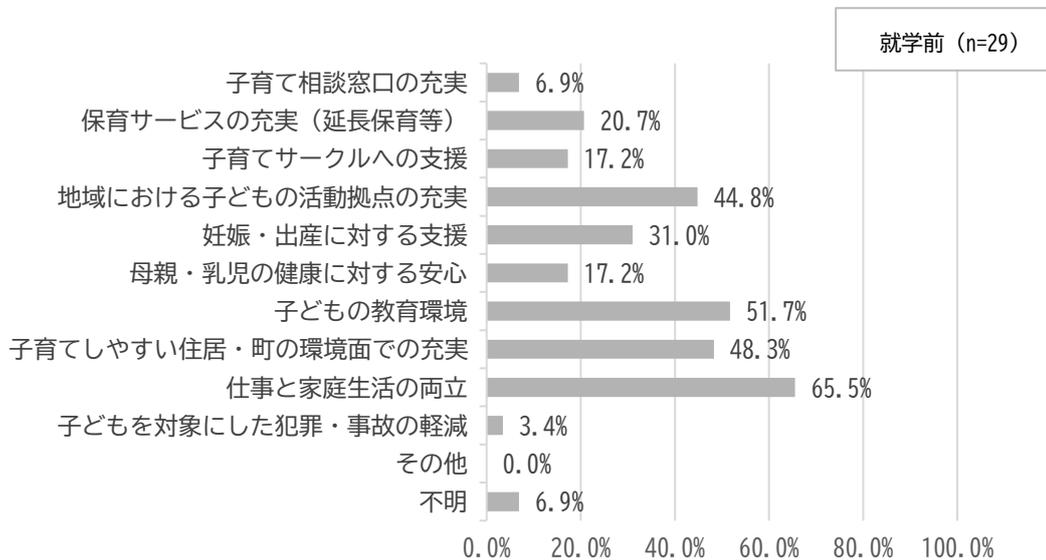
町で行っている子育て支援事業の参加意向については、すべてにおいて「参加してみたい」が「参加したくない」を上回っており、半数以上となっています。





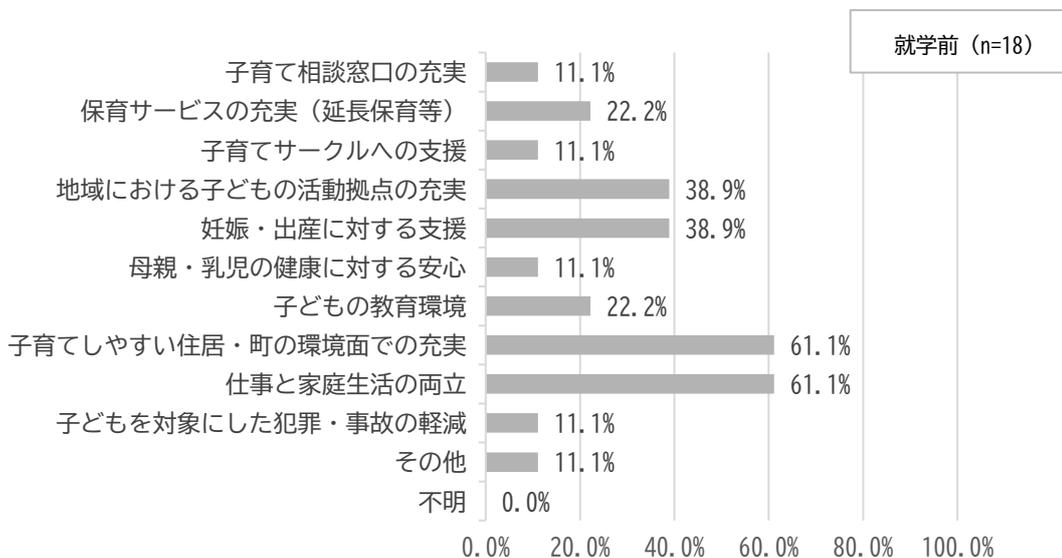
### ⑧子育てについて有効と感じる支援・対策（複数回答）【就学前】

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているかについては、「仕事と家庭生活の両立」が65.5%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」が51.7%、「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」が48.3%、「地域における子どもの活動拠点の充実」が44.8%となっています。



### ⑨子育ての辛さを解消するために必要なこと（複数回答）【就学前】

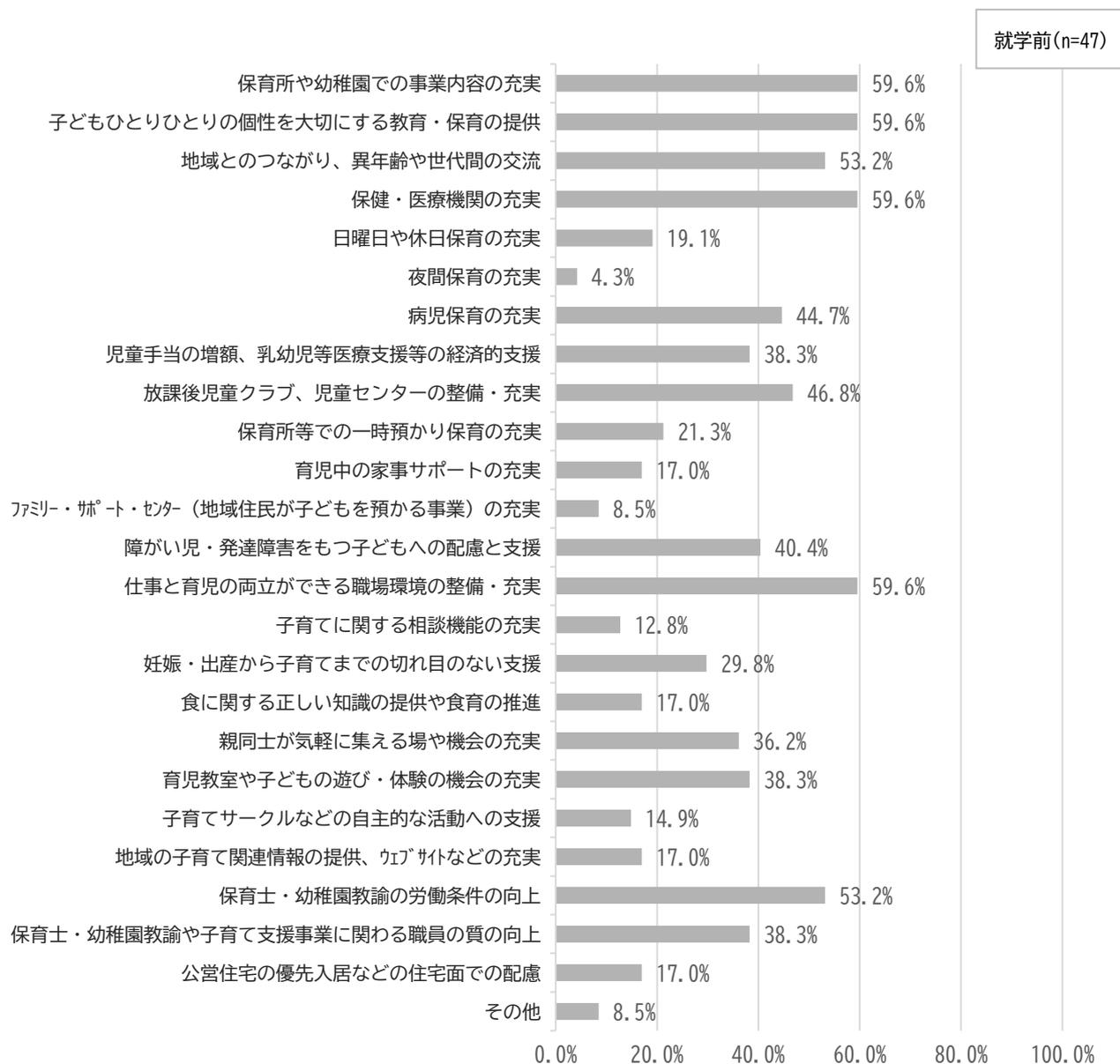
子育てに辛さを感じている方にとっての、子育ての辛さを解消するために必要なことについては、「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立」が61.1%と同率で最も高く、次いで「地域における子どもの活動拠点の充実」「妊娠・出産に対する支援」が同率の38.9%、「保育サービスの充実（延長保育等）」と「子どもの教育環境」が同率の22.2%となっています。

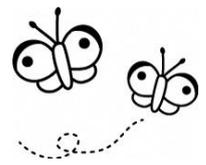




⑩子育てをする環境整備に必要なだと思うこと（複数回答）【就学前】

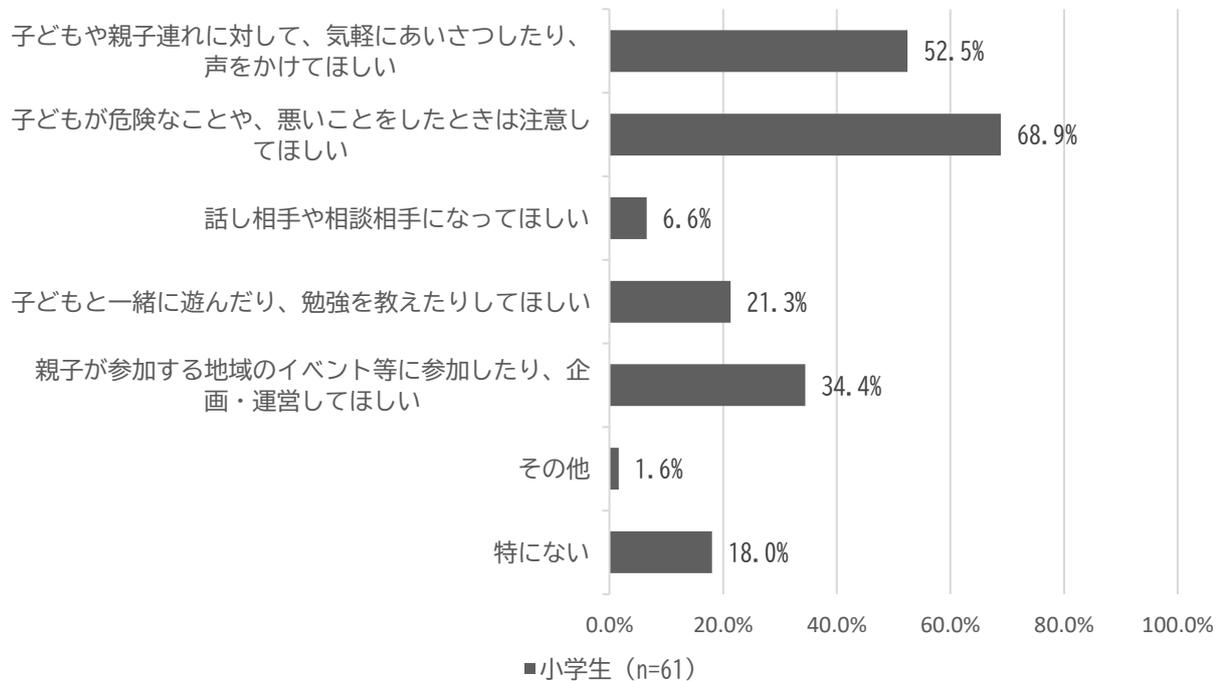
子育てをする環境整備のために重要だと思うことは、「保育所や幼稚園での事業内容の充実」と「子ども一人ひとりの個性を大切にせる教育保育の提供」「保健・医療機関の充実」と「仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備・充実」が同率で 59.6%となっています。





### ⑪子育てに関して地域やボランティアに望むこと【小学生】

「子どもが危険なことや、悪いことをしたときは注意してほしい」が68.9%と最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」が52.5%、「親子が参加する地域のイベント等に参加したり、企画・運営してほしい」が34.4%となっています。

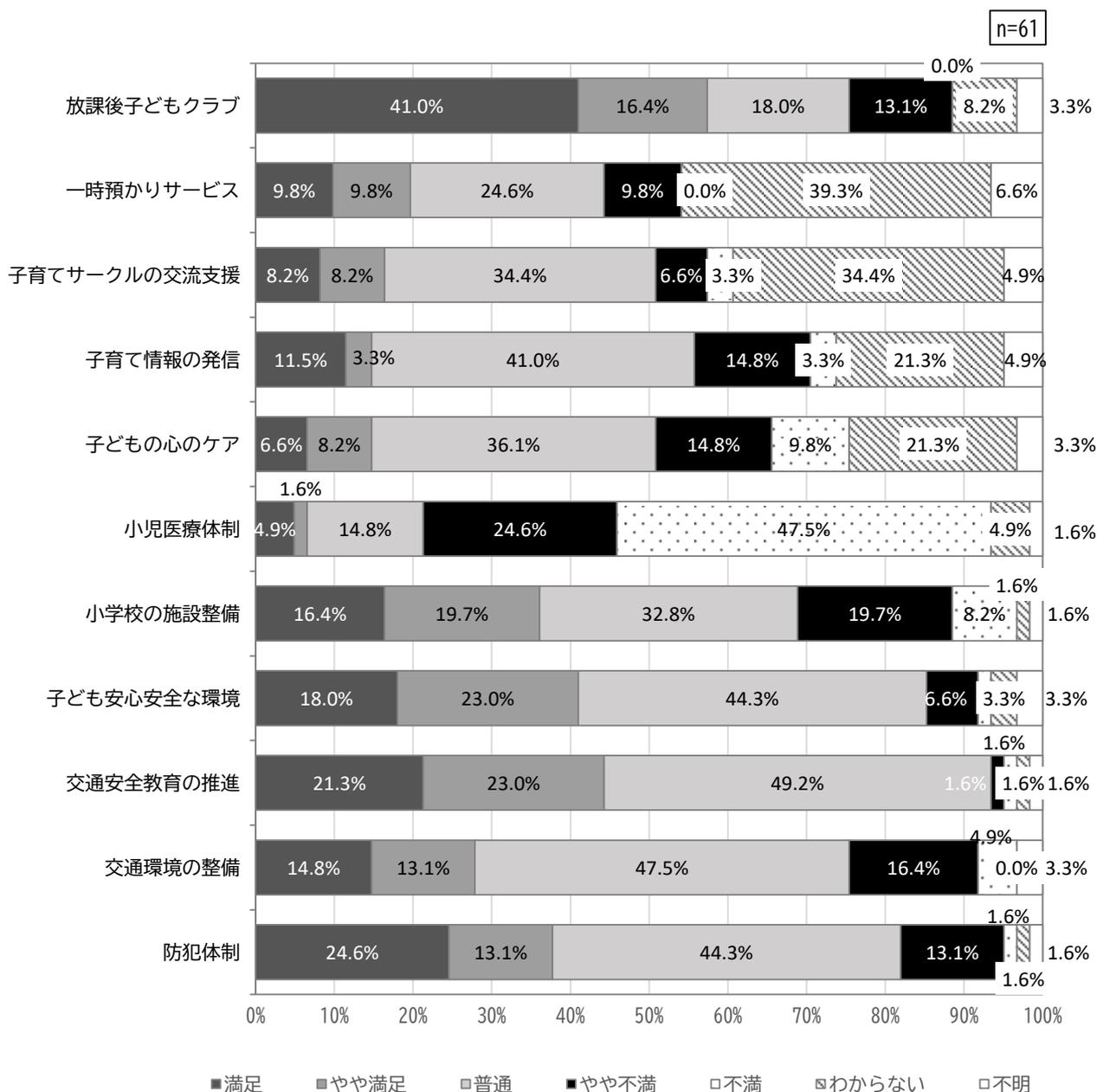




⑫只見町の子育て環境の満足度【小学生】

「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は、「放課後子どもクラブ」が 57.4%と最も高く、次いで「交通安全教室の推進」が 44.3%となっています。

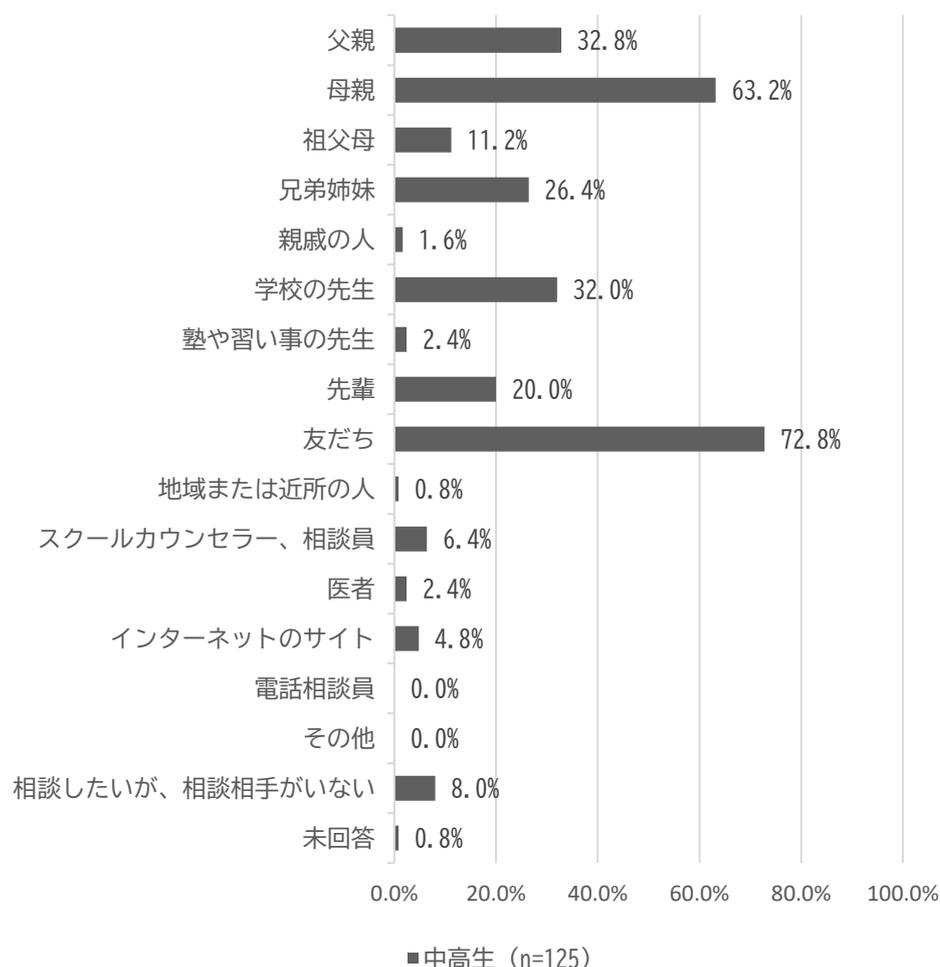
一方、「不満」と「やや不満」を合わせた不満足度は、「小児医療体制」が 72.1%と最も高く、次いで「小学校の施設整備」が 27.9%となっています。





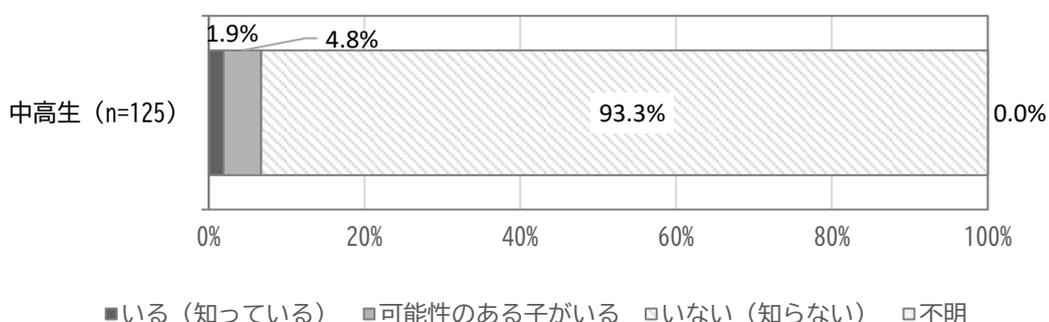
### ⑬なやみを相談できる人や機関【中高生】

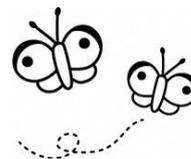
「友だち」が72.8%と最も高く、次いで、「母親」が63.2%となっており、「相談したいが、相談相手がない」は8.0%となっています。



### ⑭「ヤングケアラー」の有無【中高生】

身近にヤングケアラーと思われる子がいるかについては、「いない (知らない)」が93.3%と大半を占め、次いで「可能性がある子がいる」が4.8%、「いる (知っている)」は1.9%となっています。





## 4 子ども・子育ての課題

### ◆教育・保育サービスの充実

本町では、人口が減少し、少子高齢化が進む一方で、共働き家庭の増加や働き方の多様化により、延長保育や学童クラブ等の需要が増加しています。

認定こども園の利用希望については、9割弱が「利用したい」と回答しており、その理由として、「幼児教育が受けられるから」が73.8%と最も高く、教育ニーズの高まりが見てとれます。

また、子育てをする環境整備のために重要だと思うことについては、「保育所や幼稚園での事業内容の充実」や「子ども一人ひとりの個性を大切に教育・保育の提供」が59.6%と最も高く、その他、「保育士・幼稚園教諭の労働条件の向上」も53.2%と高い結果となっています。

このことから、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むことや、引き続き経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育を提供していくことが必要です。

### ◆ワーク・ライフ・バランスの推進

本町は、全国と比較して女性就業率が高く、25歳～29歳の年齢層を除き、就業率は増加していることがわかります。

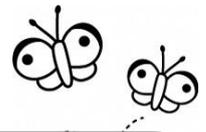
ニーズ調査の結果では、土曜日、日曜日・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた利用希望をみると、土曜日では44.7%、日曜日・祝日では14.9%となっており、一定のニーズがあることがうかがえます。

また、子育てに対して有効と感じる支援・対策では、「仕事と家庭生活の両立」が65.5%と最も高くなっていることから、ワーク・ライフ・バランス推進のため、子ども一時預かり事業（こもりっこ）等の充実と周知を図るとともに、家族や親族の理解と協力を得られる環境づくりを支援することが重要です。

### ◆地域全体で子育てを支える環境の充実と子どもの居場所づくり

子育てに関して、地域やボランティアに望むことについて、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときは注意してほしい」や「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」といった回答が多く、地域全体で子育てを支えることが重要となっており、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実や民生委員児童委員等と連携した見守り等の強化が求められます。

生活様式の変化により地域のつながりが希薄化する中で、家や学校以外に子どもが安心して過ごせる居場所である「第3の居場所づくり」が注目されています。今後は、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の充実に取り組むことが求められます。



## ◆安心して子育てができる環境の整備

病児・病後児保育施設等の利用意向について、「できれば利用したい」が就学前で 75.8%、小学生で 24.5%となっています。さらに、子育て環境の満足度について、「やや不満」と「不満」の回答をあわせた『不満度』は、小児医療体制が 72.1%と最も高い結果となっており、怪我や病気など、必要な時に十分な支援が受けられるよう、地域の資源を活用した体制整備を強化する必要があります。

また、子育ての辛さを解消するために必要なことについては、「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」が高い結果となっており、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援体制を充実させ、切れ目のない支援を実施する必要があります。

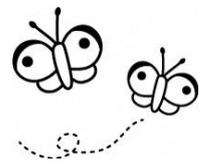
## ◆支援を必要とする子どもや家庭を支える体制の強化

家族形態の多様化や、地域コミュニティの希薄化等、さまざまな背景により経済的な課題を抱えた家庭は増加傾向にあります。支援を希望する本人や保護者の要望は年々高まる中、ニーズをどう捉え支援体制を整えていくのが課題となっています。

中高生を対象にした調査において、8.0%が「なやみを相談したいが、相談相手がいない」と回答しています。

また、ヤングケアラーの有無について、「可能性がある子がいる」、「いる（知っている）」を合わせた割合は 6.7%となっています。

各関係機関と連携し、子どもを守るための地域ネットワーク機能を強化することで、特別な支援が必要な家庭に対する支援体制の強化が重要です。



# 第3章

## 基本理念・基本目標と施策の体系

### 1 子ども・子育て支援の方向性

将来を担う子どもたちは「地域の宝」であり、子どもたちが健やかに育つ環境をつくることは、町の将来をつくることに他ならず、町全体で取り組んでいかなければなりません。

本町は、ユネスコエコパークにも認定された豊かな自然、文化という大きな地域資源があります。地域資源を活かし只見ユネスコエコパークに暮らす子どもたちが、ふるさとに愛情と誇りをもちながら、心豊かに未来を切り拓いて行ける人となるよう、子どもの育ちを地域全体で支えていくことが重要です。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針に掲げる子ども子育てに関する意義や子どもの育ちに関する理念を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考えたこどもまんなか社会の実現のため、この「只見町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 基本理念

本計画では、子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行い、すべての家庭が安心して子育てを行える環境を整えること、また、只見町で産みたい、育てたいと思えるサポート体制を整え、子どもや家庭、地域が子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを目指し、「～みんなで支え、みんなで育む 未来の只見っ子～ 未来につなぐ持続可能な子育て」を基本理念として掲げ、子育て施策の推進を図ります。

～みんなで支え、みんなで育む 未来の只見っ子～  
未来につなぐ持続可能な子育て

また、この基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標に基づき、様々な施策を総合的に推進します。

- 基本目標 1    子どもの健やかな成長を育む只見らしさを活かした環境づくり
- 基本目標 2    切れ目なく安心して産み育てられる環境づくり
- 基本目標 3    地域社会全体で只見の資源（ひと・もの・こと）を活かした子育て支援
- 基本目標 4    子どもの権利を尊重した環境づくりの推進



### 3 基本理念実現のための重点ポイント

第3期となる本計画では、ニーズや現状及び課題をふまえ、今後5年間の子育て支援施策をより効果的に展開していくため、基本的な視点と大切にしたい考え方を重点ポイントとした施策を展開し取り組んでいきます。

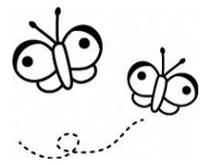
- 各ライフステージに応じた支援とライフステージ間も切れ目のない支援のための関係機関の連携
- 只見らしさ、只見の資源（ひと・もの・こと）を生かした子育て支援
- こどもの最善の利益を第一に、こどもの権利を保障し、施策の中心においた支援

をポイントとし、すべての子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てのできるまちづくりを推進していきます。

### 4 計画の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
〽みんなで支え、みんなで育む 未来の只見っ子〽 未来につなぐ持続可能な子育て	<b>基本目標1</b> 子どもの健やかな成長を育む 只見らしさを活かした環境づくり	1 保育サービスの充実 2 幼児教育の推進 3 次世代を担う子ども支援 4 多様な文化をもった子どもと家庭への支援
	<b>基本目標2</b> 切れ目なく安心して 産み育てられる環境づくり	1 子育て支援サービスの充実 2 母子保健・医療体制の充実 3 相談体制の充実 4 多様な働き方と子育ての両立支援
	<b>基本目標3</b> 地域社会全体で只見の資源 （ひと・もの・こと）を活かした 子育て支援	1 子育てしやすいまちづくり 2 食育の推進 3 ESD <sup>*1</sup> の推進
	<b>基本目標4</b> 子どもの権利を尊重した 環境づくりの推進	1 障がいのある児童やその家庭への支援の充実 2 児童虐待防止対策の充実 3 ひとり親家庭の自立支援 4 経済的困難を抱える家庭への支援

\*1 ESDとは、持続可能な社会の実現を目指す学習や教育活動であり、未来を担う「持続可能な社会の創り手」を育成する教育を指します。



# 第4章

## 子ども・子育て支援施策

### 基本目標1 子どもの健やかな成長を育む只見らしさを活かした環境づくり

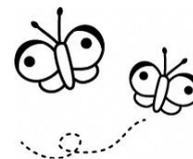
#### 1 保育サービスの充実

##### ◇只見町の施策方針

本町では現在、待機児童は発生しておらず、子どもの受入れ環境はある程度整っています。今後多様化する教育・保育ニーズなど、状況を確認しながら、認定こども園・保育所の適正な規模と配置の検討、また保育士等職員確保に努め、受入れ体制の更なる充実を図ります。保育料等の軽減対策については、副食費の無償化の継続と主食費の無償化についても検討します。

##### ◇主な取組・事業

① 保育の受入れ体制の確立	<p>就労・職場復帰の支援として、ニーズに応じて保育施設を利用できるように受入れ体制の整備を図ります。</p> <p>保育施設利用申込期間に、出生前の子についても申込可能としており、保育を必要とする時期から受入れできるよう年度途中の入所の児童の見通しを立て、職員の配置を行います。</p> <p>〔担当課：教育委員会・保育所・認定こども園〕</p>
② 0歳児保育の実施	<p>0歳児保育の実施を検討します。保護者が安心して子どもを預けられるように職員の体制を整え、保育技術の向上を図るとともに、0歳児の預りに適した施設の改修・整備に努めます。</p> <p>0歳児の子どもを預かるようにするために今後も、一時預かりサービス事業と連携していきます。</p> <p>〔担当課：教育委員会・保育所・認定こども園〕</p>
③ 保育料の軽減対策	<p>子育て中の家庭に対する経済的支援の一環として、すべての世帯の保育料無償化を継続します。併せて今後も、町独自の副食費無償化の継続と、主食費の無償化についても検討します。</p> <p>〔担当課：教育委員会〕</p>



## 2 幼児教育の推進

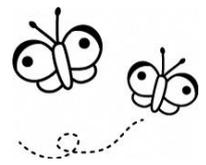
### ◇只見町の施策方針

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、子どもたちにとって同年齢集団や異年齢集団といった集団のかかわりの中で、徐々に、共に行動する、力を合わせるといった「協働性の芽生え」を育むことが大切だといわれています。また、自然に触れて心を動かす体験を通して好奇心や探究心をもって身近な事象に関わる活動の中で「思考の芽生え」を育むことも大切であるとの考え方も浸透してきました。

本町では、現在、各保育所の入所児童の減少で集団の維持が困難な状況となり集団の中での幼児教育の可能性が狭められています。今後、認定こども園において、集団の中で「協働性の芽生え」や「思考の芽生え」等の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むため下記の事業に取り組みます。

### ◇主な取組・事業

①	只見の素材を活かした遊びの推進
	<p>乳幼児期の子どもたちにとっての「遊び」は、「学び」と言えます。自然豊かで心豊かな人材に恵まれた只見町だからこそ、その素材を活かした只見特有の遊びを展開することで、体験を通じた感動や思考活動、協働活動等を充実させていくことに努めます。その活動の積み重ねは、未来を担う子どもたちに故郷への愛着を育むことにつながります。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会・保育所・認定こども園〕</p>
②	幼児教育アドバイザーによる研修
	<p>幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーによる研修等を実施します。幼児教育に関わる研修を定期的に行うことにより、園児の発達の実情を的確に把握し、一人ひとりの特性や発達の課題を捉えたうえで、幼児期の発達に必要な経験を積み重ねていけるようにしていきます。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会・認定こども園〕</p>
③	保育所・認定こども園と小学校の連携の推進
	<p>一人ひとりの子どもの発達や特性に応じた保育や教育の連続性を確保するため、保育所・認定こども園と小学校の連携の推進を図ります。互いの職員が保育参観・授業参観等を通して発達のつながりを意識した保育・教育を行うことで、こどもたちを適切に育ちへと導いていくことができるよう努めます。また、幼児教育の質を支えるための架け橋期カリキュラムを作成し、学びを繋いでいくことができるようにします。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会・保育所・認定こども園〕</p>



### 3 次世代を担う子ども支援

#### ◇只見町の施策方針

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。子どもは、多様な人との出会いや様々な経験をしながら、社会性や自主性を高め成長していきます。将来を担う子どもたちがふるさとに誇りと愛着をもち、「豊かな人間性」を育むため、教育機関・家庭・地域が連携をして子育てに取り組むことが必要です。

本町では、思春期の子どもに対し、責任ある行動・決断を促すとともに、サポート体制の充実を図るため、下記の事業に取り組みます。各年代に応じた思春期保健学習、児童・生徒のカウンセリングや相談体制の充実、子どもの心のケア対策に努めます。

#### ◇主な取組・事業

##### ① 思春期保健学習の取組

小・中学校では児童・生徒の発達段階に応じて、性に関する指導や命を大切にする授業を教育課程に位置づけ、計画的に取り組みます。小中学生と保護者を対象に、思春期の特徴や心身の発達について学習する機会を提供します。

また、中高生に対しては、正しい性の知識と情報の提供、薬物に関する学習、命の大切さを考える講習会等を実施するなど、医師や薬剤師、保健師、学校等が連携し、充実した思春期を過ごせるよう取り組みます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕

##### ② 心のケア対策

様々な理由により、精神的に疲れたり、傷ついたりしている子どもの相談にのり、解決に向けた支援を行います。子どもが相談しやすくなるようSOSの出し方教育も実施します。

各学校の要請に応じて、スクールカウンセラーが児童・生徒のカウンセリングを行います。また保育所園児・保護者の要請にも応じるためにスクールソーシャルワーカーの派遣回数を増やします。

思春期に安定した情緒を獲得できるように、幼少期から子どもと親の関わりについての講演会や勉強会を開催するほか、「かるがもクラブ」等の教室を通じて子どもの心の理解や、親子のスキップを促進し、良好な親子関係を構築する体制づくりに努めます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕



## 4 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

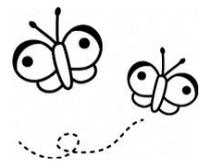
### ◇只見町の施策方針

国際化の進展に伴い、海外に在留し帰国する日本人や日本で生活する外国人は増加しており、今後も増加することが見込まれています。それにより、海外から帰国する子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれます。こうした子どもが日本で生活し、育っていく中では、言葉や文化、習慣等の違いから様々な困難があることが想定され、子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援を進める必要があります。

本町では、すべての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育てていくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

### ◇主な取組・事業

①	<p>外国人の子どもに対する保育所・学校の受入れ体制の充実</p> <p>外国人の子どもが、保育所等での生活に対応できるようにコミュニケーションツールの開発を検討します。学校においては支援員による、会話や読み書きのサポートを実施し、保護者とのコミュニケーションに関する支援として入所の案内やおたより等の英語版の作成を行うなど、関係機関と連携を図りながら支援を検討します。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会〕</p>
②	<p>外国人への総合的な町政情報の提供及び相談体制の充実</p> <p>外国人及び家族が安心して暮らせるよう、ガイドブック等の外国語版の作成・配布、インターネットを活用した外国語版ガイドホームページの開設や外国人向け生活相談窓口の開設、運営等を検討します。また、母子保健事業については、母子健康手帳の英語版の説明書を作成します。関係機関と連携し、母子保健の視点からの支援の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：総務企画課・交流推進課・保健福祉課〕</p>
③	<p>国際理解教育の推進</p> <p>外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。発達段階に応じたALTの活用や異文化の体験を通して国際理解に取り組みます。</p> <p>また、英語等での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供します。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会・中央公民館〕</p>

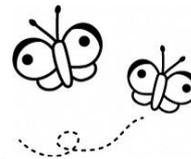


#### ④ 小中学校外国語活動サポートプラン

中学校にALTを、小学校に外国語推進リーダーを配置するなど、英語の授業をサポートすることにより、子どもたちが英語で積極的にコミュニケーションを図る力を身につけさせます。さらに、ALTの活用を広げ、幼児期の子どもたちから小中学校の子どもたちの教育に継続して関わってもらうことで英語への抵抗感をなくし、国際理解への興味・関心を高めていけるよう努めます。

また、教員の外国語指導力向上につなげていきます。

〔担当課：教育委員会〕



## 基本目標2 切れ目なく安心して産み育てられる環境づくり

### 1 子育て支援サービスの充実

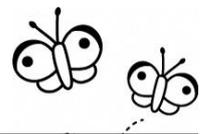
#### ◇只見町の施策方針

共働き家庭の増加や就業形態の多様化により子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。また、核家族化やコミュニティ意識の希薄化もあり、保育サービス・子育て支援サービスへのニーズは年々高まりを見せています。

本町では、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりを目指し、下記の事業に取り組みます。子ども一時預かりサービス事業については、協力会員の年齢が高くなり協力会員の減少、事業の維持が課題となっているため、人材の育成支援や事業の周知を図り会員の確保に努めます。

#### ◇主な取組・事業

①	<b>只見健やか発育・発達支援事業</b> 生きる力をもった未来を担う地域人材育成を目標に平成 28 年度より開始され、保育士や子育て支援を行う方の研修及び児童の遊びを通した豊かな育ちを支援するために保育所等で実施する事業です。 専門的な運動等について、講師を招き体験をすることで保育士のスキルの向上、児童の豊かな育ちを支援します。 今後は、関係機関及び関係団体との連携を図り、質の高い事業実施に努めます。 〔担当課：教育委員会・認定こども園・保育所〕
②	<b>子ども一時預かりサービス（こもりっこ）事業</b> 子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けを受けたい人（依頼会員）により、地域の中で子育てを行う相互援助事業を実施します。現在は、放課後や休日等に、一時的に子どもを預かる事業を中心に実施しています。 今後は、子育て支援員の研修を受けるための支援や更なる人員の募集を行うなど、子育て支援員としての人材確保にも努め、認定こども園における子育て支援事業や他の子育て支援団体などと連携した、事業の見直しと継続を図ります。 依頼会員が事業を利用しやすいように、引き続き事業の周知と関係機関との連携の強化、施設の有効利用により進めます。 〔担当課：教育委員会〕
③	<b>子宝祝金支給事業</b> 出産を祝い、子どもの心身ともに健やかな成長と、次世代を担う若者の定住を奨励するため、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円を支給します。 〔担当課：教育委員会〕



#### ④ 子育て支援情報の提供

子育て支援に関する情報や様々な制度について掲載した「只見町子育てガイドブック」を作成します。子育て世帯への配布や町への転入時、妊娠・出産時に案内するほか、保育所、公共施設に配置することで、情報を得やすい環境づくりに努めます。

また、必要な情報のみを取得できるような冊子の工夫を行うとともに、父親の子育てへの参加や育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスへの取組や両立支援制度についての情報も掲載し、仕事と生活の調和についての啓発及び情報提供を積極的に行います。

ホームページ等でも、事業実施の様子や保育施設、学校等の様子の掲載などタイムリーな情報発信を行うことで、制度や子育て環境の周知と利用しやすい環境づくりに努めます。

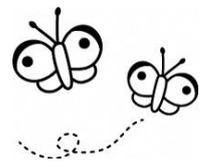
〔担当課：交流推進課・保健福祉課・教育委員会〕

#### ⑤ 子育て支援研修

子どもをもつ保護者を対象に、専門的な知識や経験を有する講師による学習機会を提供し、子どもとの適切なかかわり方を学んだり、良好な親子関係を構築することで、子どもの発達の状況等に応じた支援につなげます。また、専門家によるペアレントトレーニングを実施し、積極的に父親にも参加いただくことで育児参加や役割等も学び、一緒に育児をしていく意識を育てるとともに、保護者の子育てのスキルアップと育児不安の解消につなげます。

〔担当課：教育委員会〕





## 2 母子保健・医療体制の充実

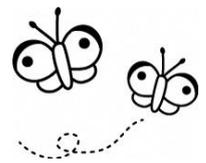
### ◇只見町の施策方針

妊娠・出産にかかる女性の負担は大きく、育児不安や育児ストレスを抱えている母親が多く存在しています。また、妊娠期の健康は胎児や母親への影響が大きいことから、安心して妊娠・出産できるよう、切れ目のない支援が求められています。

本町では、母子の健康と、子どもの健やかな成長・発達を守るため、下記の事業内容の充実と周知に努め、経済的な負担の軽減に取り組めます。

### ◇主な取組・事業

①	<b>妊産婦の訪問指導</b> 妊娠届出時から、面談等で妊娠早期からの不安を軽減できるように支援します。産前産後に訪問をし、妊産婦に寄り添いながら妊娠から出産そして育児と、変化の著しい時期の先を見通せるように、必要な情報の提供や保健指導など切れ目のない支援を行います。 〔担当課：保健福祉課〕
②	<b>妊婦のための支援給付</b> すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、子ども・子育て支援法に規定された「妊婦のための支援給付」を行います。妊婦であることの認定後に5万円を支給します。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。 〔担当課：保健福祉課〕
③	<b>子ども医療費助成事業</b> 子どもの健全な育成と健康増進を図るため、出生時から18歳到達後最初の3月31日まで、医療費の自己負担分を公費で助成します。 県内医療機関では原則受給者証の提示で窓口負担がありません。県外医療機関では一旦窓口負担していただきますが、償還払いが受けられます。今後も県と連携を図りながら事業を実施します。 〔担当課：保健福祉課〕
④	<b>各種検診、予防接種の実施</b> 乳幼児健康診査（3～4か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳）及び歯科検診（1歳、1歳6か月、2歳、3歳6か月）を実施します。 予防接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種のほか、インフルエンザワクチンの接種、妊娠を希望する女性や同居家族への風しん抗体検査及び接種への公費助成を行います。 また、健診や予防接種の未受診・未接種がないよう、案内や勧奨を行います。 〔担当課：保健福祉課〕



#### ⑤ 不妊治療費助成事業

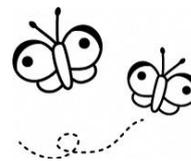
生殖医療に要した費用に助成します。

- ・ 保険適用の治療（体外受精、顕微授精）は上限 10 万円。
- ・ 保険適用の治療と保険適用外の治療を併用しての治療の場合、県の助成に加えて上限 10 万円。
- ・ 保険診療の治療と併用した先進医療分については県の助成に加えて上限 10 万円。
- ・ 治療の回数と妻の年齢が上限を超えたことによる保険適用外の治療は県での助成に加えて上限 10 万円。

対象は、40 歳未満は通算 6 回、40～43 歳未満は通算 3 回を年間助成します。

直接窓口で相談しづらい助成事業であるため、今までと同様に町の広報誌等に掲載するなど、広く周知できるように努めていきます。

〔担当課：保健福祉課〕



### 3 相談体制の充実

#### ◇只見町の施策方針

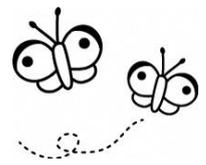
核家族化やコミュニティ意識の希薄化等、子ども子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育てに関する情報収集ができずに不安や孤独感を感じている家庭も多く見られます。育児不安や育児ストレス、併せて子ども自身も様々な悩みや問題を抱えており、不安や負担を軽減し、安心して地域で育ち、学ぶことができるよう相談しやすい体制や相談窓口の一本化など相談機関の整備が求められています。

本町では、子育ての悩みの相談先として公的な相談機関の利用は進んでいない状況です。悩みを持つ家庭や子ども困難な状況から抜け出せる支援体制づくりに取り組みます。

また、子育て環境において小児科医の確保や冬期間の通院等について不安を抱く保護者が多い状況であることから、相談機関としての役割を強化し、適切な医療機関の紹介や情報提供について、関係機関と協議を進め、体制の充実を図っていきます。医療については国道289号八十里越区間の開通も見据え新潟県側との連携協議も継続していきます。

#### ◇主な取組・事業

①	<b>相談機能の強化</b> 多様化・複雑化する相談に対応するために定期的に研修に参加し、相談員の専門性の向上を図ります。 また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、妊産婦の訪問指導と併せ妊婦等包括相談支援事業を実施し、様々な媒体を活用して効果的な情報提供を行います。 〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕
②	<b>相談機関の充実</b> すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目なく、漏れなく対応するため、教育委員会、保健福祉課、他関係機関が情報共有し、連携を図りながら一体的な支援に取り組みます。 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、体制の充実を目指します。 〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕



## 4 多様な働き方と子育ての両立支援

### ◇只見町の施策方針

共働き家庭の増加や女性の社会進出が進み、出産・育児による離職の防止やキャリアへの影響を防ぐためにもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められています。さらに、多様な働き方に対するニーズが高まっており、新しい価値観や多様な働き方に柔軟に対応し、ワーク・ライフ・バランスを整えていくことが企業側にも求められています。

本町は、全国と比較して女性就業率が高く、就業率は増加しています。

就業生活と家庭生活を両立するため、働き方の見直し等について企業や関係団体と連携を図りながら地域全体で子育て支援を推進していきます。

### ◇主な取組・事業

#### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

企業や家庭、地域に幅広く、子育て支援に関する情報提供を行い、男性の育児参加や男性も含めた育児休業取得の推進や出産後の仕事に復帰しやすい環境づくりなど、企業の「ワーク・ライフ・バランス」の理解を深めていただけるよう啓発に取り組みます。関係各課と連携し、子育て支援に取り組む企業に対する助成についての情報提供を行います。

また、保育施設での一時預かりや只見町子ども一時預かりサービス（こもりっこ）とも連携しながら、地域で見守り育てる支援に取り組みます。

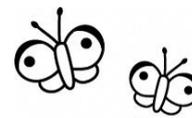
〔担当課：教育委員会・認定こども園・保育所〕

#### ② 男女共同参画の推進

子育て講演会や子育てについて両親が共に学ぶ機会を提供し、父親の家事・育児への参加を促します。子育てする意識の啓発を図り、男女が相互に協力し家庭生活と仕事を両立できるよう支援の充実に努めます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕





## 基本目標3 地域社会全体で只見の資源(ひと・もの・こと)を活かした子育て支援

### 1 子育てしやすいまちづくり

#### ◇只見町の施策方針

子どもや子育て中の親が安心して生活するためには、親子が憩い、交流できる場の確保を進める必要があります。また、子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、交通環境の整備や防犯体制の確立など、安全なまちづくりを推進していかねばなりません。

本町では、親子が共に遊べる場として、「すくすくひろば」等の事業の実施や、体育館や校庭、保育所等施設の開放します。また、子どもが安心して親の帰りを待つことができる居場所を確保します。

道路の整備や防犯灯の設置等のハード面の取組と、見守り活動の実施や防犯・防災意識の啓発等のソフト面の取組を推進し、地域全体でまちの安全と防犯・防災対策に努めます。

#### ◇主な取組・事業

##### ① 親子が共に遊べる場の整備

子どもが安全に過ごすことができ、親も安心して過ごさせることができる場所の整備として冬期間のあそび場の確保や屋外のあそび場の整備に努めます。既存の施設に関しては、授乳室や多機能トイレの改修を図るとともに、今後、建設する施設については、子育てに優しく、自然を活かした活動を行える施設の整備を検討していきます。

「すくすくひろば」を開催し、あそび場の提供をします。子育て支援員や保健師が常駐して安心して遊べる環境づくりを行っていきます。

町内の施設（体育館、校庭、公民館等）については、安全に利用できるように施設の点検整備を行ったうえで、開放を行います。また、認定こども園開所後の既存保育所施設の空き教室等を親子が集える場や子育て支援事業を行う施設として利用するなど、有効利用についても検討していきます。

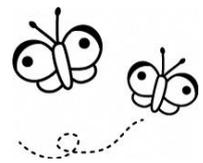
[担当課：保健福祉課・教育委員会・中央公民館]

##### ② 地域における見守り活動の推進

民生児童委員が、毎月1回定例会を開催し、担当地区の子どもと保護者の状況を確認するほか、保健福祉課と情報共有を図ります。

今後も、「勇気のある愛の一声運動」、「地域のおじさん・おばさん運動」に取り組み、家庭・学校・地域の連携による見守り活動や情報の共有を推進し、子育て家庭がお互いに助け合えるような地域づくりに取り組みます。

[担当課：保健福祉課・教育委員会・中央公民館]



### ③ 子どもの安全の確保

近年は、犯罪の低年齢化や子どもを標的とした犯罪も増えており、スマートフォンやインターネットの普及に伴うトラブルも発生していることから、家庭・学校・地域が連携し、青少年の健全育成と非行防止に努めます。

放課後における児童の居場所を確保するため「子どもクラブ」を実施します。長期休業時には、小学生を対象に夏休み子どもクラブ等を実施します。

危険箇所の改善や防犯灯の設置、通学路の整備、歩道の整備に努め、学校登校時に街頭指導を実施し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図ります。

防犯灯の設置については、今後も集落の要望に応じて、夜間の安全確保を図っていきます。

小学校の通学路の安全確保については、教育委員会・警察と連携して行い、保育施設児童等が集団で通る道路については、認定こども園・保育所・教育委員会・警察と連携をとりながら危険箇所の確認や改善を図っていきます。また獣害についても、クマ鈴の配布や、町・地域・学校が連携して緩衝地帯の適切な管理に努め安全確保を図ります。

災害時の安全確保に関しては、避難訓練の実施や避難経路の把握など、事前の備えの必要性について理解を深めます。また、福祉避難所設置・運営マニュアルを活用し、妊産婦や乳幼児の災害時における安全確保に努めます。

今後は、設置・運営に係る詳細や準備品、職員の行動計画を綿密に確認し、災害発生時に適正に対応できる状態を整えます。

[担当課：保健福祉課・教育委員会・町民生活課・農林建設課]



## 2 食育の推進

### ◇只見町の施策方針

「食は健康の源」であり、食を通じてこどもの健やかな成長を図ることはもとより、地域を理解し、食文化を継承していくことが重要であると考えられます。

近年、核家族化などにより、子どもの「食」を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏りや朝食の欠食、幼児期における肥満の増加など、子どもの発育・発達に重要な食に対する問題は多様化し、生活習慣病の発症など将来にわたり健康への影響が懸念されています。

本町では、子どもが食に関する正しい知識を学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう各年齢に応じた食育を推進するとともに、食文化の学習機会の充実や地域に根差した学校給食づくりに取り組みます。

### ◇主な取組・事業

#### ① 発達段階に応じた食育の啓発・推進

乳幼児健診や就学時健康診断の際に、栄養士による栄養指導の実施や、離乳食教室の実施、各保育所や学校においては年齢に応じた食育の推進を行います。

乳幼児の保護者へ、乳幼児健診や歯科健診、集団フッ化物歯面塗布事業の際などを利用し個別指導を行い、個々にあった指導を実践していきます。また、保育所と学校給食の連携を図り、幼児期からの肥満や生活習慣病、虫歯予防の啓蒙を進めていきます。

学校給食を通じて、食事のマナーなどの食育の基盤、食べ物の大切さ、自分に必要な食べ物を理解し、選択する力を身につけられるように指導していきます。

毎日の給食が食事のお手本となるような献立を目指し、安全・安心な給食提供に努めます。

各学校では食育を教育課程に位置づけ、発達段階に応じて計画的に取り組めます。栄養技師もゲストティーチャーとして各学校に指導に出向きます。

食育は家庭との連携が重要であり、試食会やおたより等を通じて、家庭への意識啓発を行っていきます。

[担当課：保健福祉課・教育委員会・学校給食センター]

#### ② 地域と連携した食の学習機会の充実

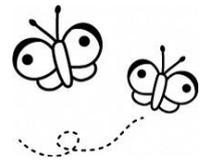
小中学生を対象に、地域の方々や食生活改善推進員の方々を講師として、伝統食の作り方や意味、食する時期などについて理解を深める授業の実施を推進します。

また、幅広い年代に伝統食の味わいや作り方を体験してもらえる事業を実施します。

地域にある食物や自然を理解し、地域の季節ごとの行事を知ることにつながるため、伝統食を学ぶ機会を増やし継続していきます。

伝統料理の次世代への継承を含め、食生活改善推進員と公民館が連携してふるさと料理講習会の実施を検討します。

[担当課：保健福祉課・教育委員会・中央公民館]



### ③ 地産地消型給食の推進

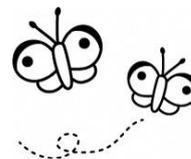
子どもが、旬の食材や伝統野菜などへの理解を深められるよう、地元産の食材を使った学校給食の提供を推進します。

各小学校で生産者とのふれあい給食を実施し、顔のみえる給食づくりにつなげます。給食センターで地場産物推進会議を開催し、農家との連携を図ります。

1年間を通し、地域の協力を得ながら旬の食材を学校給食に活用するとともに、食材を提供いただく生産者の確保に努め、地元産の食材を安定的に供給できるような体制づくりに努めます。

さらに、ふるさと交流都市の柏市と給食食材の交換事業を継続して行います。

〔担当課：学校給食センター〕



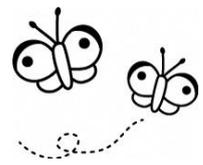
### 3 ESD推進

#### ◇只見町の施策方針

本町は、ユネスコエコパークにも認定された豊かな自然環境と文化という貴重な地域資源があり、これらを活用してESDを推進します。地域全体で子どもの成長を支え、只見ユネスコエコパークの恵みと共に暮らす子どもたちが、ふるさとに愛情と誇りをもち、心豊かに、未来を切り拓く力を育めるよう努めます。また、ふるさと教育では、多様な体験を通じて、地域の自然や文化、人材に触れることで、「豊かな心」・「課題を探究する力」・「社会を主体的・創造的に生き抜く力」の育成を目指します。

#### ◇主な取組・事業

① ふるさと教育の推進	<p>ESDの理念のもと、地域資源である「ひと、もの、こと」を活かした探究的な活動や遊び、体験を通して、郷土の自然や歴史、伝統文化などについて学びます。幼児期からも地域人材を活用した遊びや豊富な自然を活かした遊びの場を通じて、社会性や創造性を育みます。</p> <p>ふるさと教育の推進には地域の支援が不可欠です。これにより子どもたちの学びが深まるだけでなく、子を育てる親や地域全体の生涯学習にもつながり、地域と共に成長する子どもを育てることができます。</p> <p>また、ブナセンターやモノとくらしのミュージアム、地区の行事、公民館の事業と連携し、自然や文化を学び、地域の人々と交流をする機会を設けることで、子どもたちが地域に対する愛着を育めるよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会・中央公民館〕</p>
② ユネスコスクールの推進	<p>本町の小中学校はユネスコスクールに認定されています。ユネスコスクールとして、ESDの理念の実現を目指し「ひと」「もの」「こと」に関わる豊かで確かな学びに取り組んでいます。子どもたちが主体的に学び、未来を切り拓く力や社会で生きるための力を育むため、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会〕</p>
③ 他地域との交流の推進	<p>様々な交流を通して、自地域を知り、また他地域や文化を知ることによって自地域への誇りや、ふるさとであると思う心を育むことにつながるとともに、多様な文化、考えを学ぶことで広い視点で考える力を育みます。</p> <p>交流都市とも連携し、宿泊学習や修学旅行における交流や山村留学制度も継続して実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会〕</p>



## 基本目標4 子どもの権利を尊重した環境づくりの推進

### 1 障がいのある児童やその家庭への支援の充実

#### ◇只見町の施策方針

障がいのある児童を養育する家庭が、幸せで充実した生活を送ることができるよう、子どもの発達や家庭の事情に合わせたきめ細やかなサービスが求められています。

本町では、地域で共に生き、共に学べる環境づくりを目指し、子どもの成長を最大限に伸ばす支援や、経済的負担の軽減に引き続き取り組むとともに、支援を必要とする児童の早期発見・療育に努めます。

#### ◇主な取組・事業

##### ① 早期発見、早期療育の実施

1歳6か月児健診・3歳6か月児健診等のほかに1歳児健診・2歳児健診を実施して経過を観察し、早期に把握しサポートに努めます。就学に備えて、早めに支援が得られるように5歳児健診を実施して、その結果を教育委員会や認定こども園、学校と共有し、連携を図ります。支援が必要な児童においては保育所や認定こども園、学校、療育機関と継続的に情報交換できるように個別支援計画ファイルを作成し、保護者に手渡しして関係機関と情報提供のために活用します。保育所や認定こども園、学校、スクールソーシャルワーカーと連携し、日常生活の観察を行うことで、より適した治療・養育の推進を図り、就学においても個に応じたよりよい学びの場を提供できるよう取り組みます。

また、各小中学校の計画に基づき健康診断を実施します。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会・認定こども園・保育所〕

##### ② 重度心身障がい児介護手当事業

身体障がい者手帳の交付を受けている子ども及び特別児童扶養手当の支給認定を受けている子ども（20歳未満）を養育している保護者に対し、経済的支援の一環として、月額8,000円（年額96,000円）を毎年6月と12月に分割支給します。

年度途中の新規申請の場合は決定した月から、停止又は廃止の場合はその月までをそれぞれ支給します。

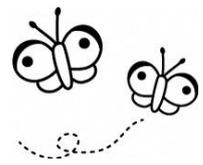
〔担当課：保健福祉課〕

##### ③ 療育児童通院交通費給付事業

身体、知的、発達等について定期的な医学治療やリハビリテーションを受ける必要がある子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）に、医療機関への通院にかかる交通費の一部を公費で助成します。

保護者が町へ申請し、通院開始後は3か月ごとに請求していただき、その請求に基づき3か月分を交付します。

〔担当課：保健福祉課〕



## 2 児童虐待防止対策の充実

### ◇只見町の施策方針

現在、全国的に親などによる児童虐待が深刻な社会問題となっています。その背景には、家庭における経済的困窮、養育能力の低さや疾病、障がい、コミュニティの希薄化など様々な要因があります。

また昨今、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等の責任を負うことにより、本人の成長や教育に影響を及ぼす可能性があり、ヤングケアラーが社会的な課題となっています。

本町では、個別訪問や健康診査等を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めるとともに、保育所や認定こども園、学校、関係機関等の連携を強化することで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。また、虐待を疑われる状況を発見した場合は、ケースごとに対応方針を定め、必要に応じて専門機関への連絡及び支援要請を行います。

### ◇主な取組・事業

#### ① 児童虐待の発生予防

乳児家庭全戸訪問事業や健康診査等を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めます。

妊娠届により、妊娠した時の気持ちや体調などを確認し、産前訪問することで妊婦と関わり、顔がみえる関係をつくります。出産後は不安な時期に新生児訪問と2か月訪問を実施し、安定した気持ちで育児に向き合えるようサポートします。

保育・教育活動中に小さな変化を見逃さず気づいたことや気になることについて情報共有をし、保育所・認定こども園・学校・教育委員会・保健師が連携して対応できる体制を構築します。

各小中学校においては、定期的に生徒指導に関する会議を開き、児童・生徒の生徒指導上の問題の把握に努めます。

乳幼児から中高生まで一貫した情報連携を行い、問題の深刻化を防ぐ取組をしていきます。

また、家庭の抱える問題が深刻化する前の相談体制を整えるため、子育て相談窓口の充実を図ります。さらに、職員の質を向上させるため、研修等への積極的な参加を促します。

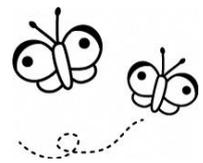
〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕

#### ② 早期発見に向けた関係機関との連携強化

要保護児童対策協議会全体会で虐待の把握方法を確認し、共通認識のもと保育所や認定こども園、学校での日常的な観察と、「早期発見のためのチェックリスト」を活用し、早期発見に努めます。虐待を見逃さない、未然に防止するためスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の強化を図り、各小中学校と関係機関が連携して問題に対応できる体制づくりを推進します。

また、ヤングケアラーに関しても、小中学校など教育現場との情報連携を行い、実態把握に努めます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕



### ③ 要保護児童対策の関係機関の連携

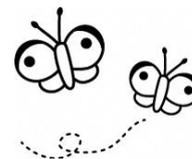
虐待が疑われる状況を発見した場合、また、虐待につながる恐れのある状況を発見した場合、早急に要保護児童対策協議会を開催し、関係機関と情報共有、対応策の検討をし、虐待の未然防止、支援につなげます。また、明らかな傷あざや性的虐待等の深刻な虐待が疑われる場合、緊急性、専門性が高いと判断される場合は、児童相談所に通告し、町での対応が困難と判断されるケースについても、児童相談所へ送致するなど、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕

### ④ ヤングケアラーに関する支援

子どもが担っている家事や家族の世話などの負担に気づき、必要な支援につなげていくためには、子ども自身や保護者、周囲の関係者、地域住民がヤングケアラーについて理解を深め、社会的な認知度を向上させることが重要です。ヤングケアラーに関する認知度を高め理解の促進を図るため、広報・啓発活動を実施します。また、家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう相談体制の強化に努めます。

〔担当課：教育委員会〕



### 3 ひとり親家庭の自立支援

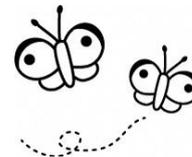
#### ◇只見町の施策方針

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人で担わなければならないという負担から、健康面や精神面、経済面など、様々な不安や悩みを抱えながら生活している家庭が多くなっています。

本町では、生活環境の改善を図り、充実した生活が送れるよう、精神的支援及び経済的支援の両支援の充実に努めます。また、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、情報提供や交流の機会づくりを推進します。

#### ◇主な取組・事業

①	<p><b>すこやか激励金支給事業</b></p> <p>毎年5月5日現在において本町に居住する、死亡又は離婚等の理由により父親又は母親のいない小中学校に在籍する子どもに対し、激励金として子ども一人につき7,000円を支給します。今後、支給手続き等一部制度の見直しを図りつつ事業を継続します。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：教育委員会〕</p>
②	<p><b>ひとり親医療費助成事業</b></p> <p>ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため医療費の自己負担分（月1,000円以上かかった場合）を公費で助成します。</p> <p>今後も、現行の条例及び施行規則に基づき支援を継続していきます。</p> <p style="text-align: right;">〔担当課：保健福祉課〕</p>



## 4 経済的困難を抱える家庭への支援

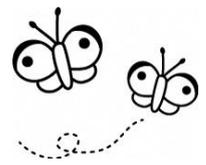
### ◇只見町の施策方針

日本の17歳以下の子どもの貧困率は11.5%（2021年）で、約8.7人に1人のこどもが貧困状態にあるともいわれています。国では、令和5年12月にこども大綱が閣議決定され、基本方針として良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられています。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて連鎖することのないように、すべてのこどもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、必要な環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

本町では、貧困の連鎖を食い止め、すべてのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもちながら育つことのできるよう、母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、または届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。

### ◇主な取組・事業

①	<b>生活困窮者の自立支援</b> 生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進を図ります。 〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕
②	<b>貧困の連鎖防止ネットワーク事業</b> ひとり親や生活保護世帯など困窮世帯の子どもに対して、民間団体や企業等から、相談や社会参加の機会の提供など、様々な支援を届けるための仕組みづくりを行います。 〔担当課：保健福祉課・教育委員会〕
③	<b>生活困窮世帯の子どもの就学援助</b> 生活困窮世帯の子ども（準要保護児童）に、就学援助費の支給を行うことにより就学を援助します。 また、保育料の無償化や学校給食費の補助（無償化）、小中学生ハスキーシーズン券の補助などの支援を行っており、事業の継続を行います。 みらいの人財育成奨学資金、その他医療系奨学資金により進学に対する経済的支援を行います。 〔担当課：教育委員会〕



# 第5章

## 子ども・子育て支援事業計画

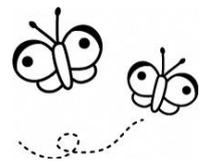
子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」、提供量を表す「確保の方策」を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

●「量の見込み」とは、1年間でどのくらいのニーズがあるか、将来必要となる利用人数を数値で表したものです。また「確保量」とは、ニーズに対してどのくらいの量を確保するか、提供量の計画を数値で表したものです。例えば、保育所の入所を希望する人数を「量の見込み」とすると、受け入れることができる人数（定員）等が「確保量」となり、「確保方策」は提供体制などの確保の内容、実施時期について記載しています。

### ●量の見込みの設定方法

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国の「手引書」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の方法はニーズ調査結果から全国一律に算出するものであることから、「ニーズ量」を参考にしながら、地域の実情等を考慮し、より効果的・効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能であるとされています。本町においても、国の手引書の手順に沿ってニーズ調査を実施し、調査の結果と、今後5年間の人口推計、各サービスの過去の利用実績等を踏まえて算出しています。

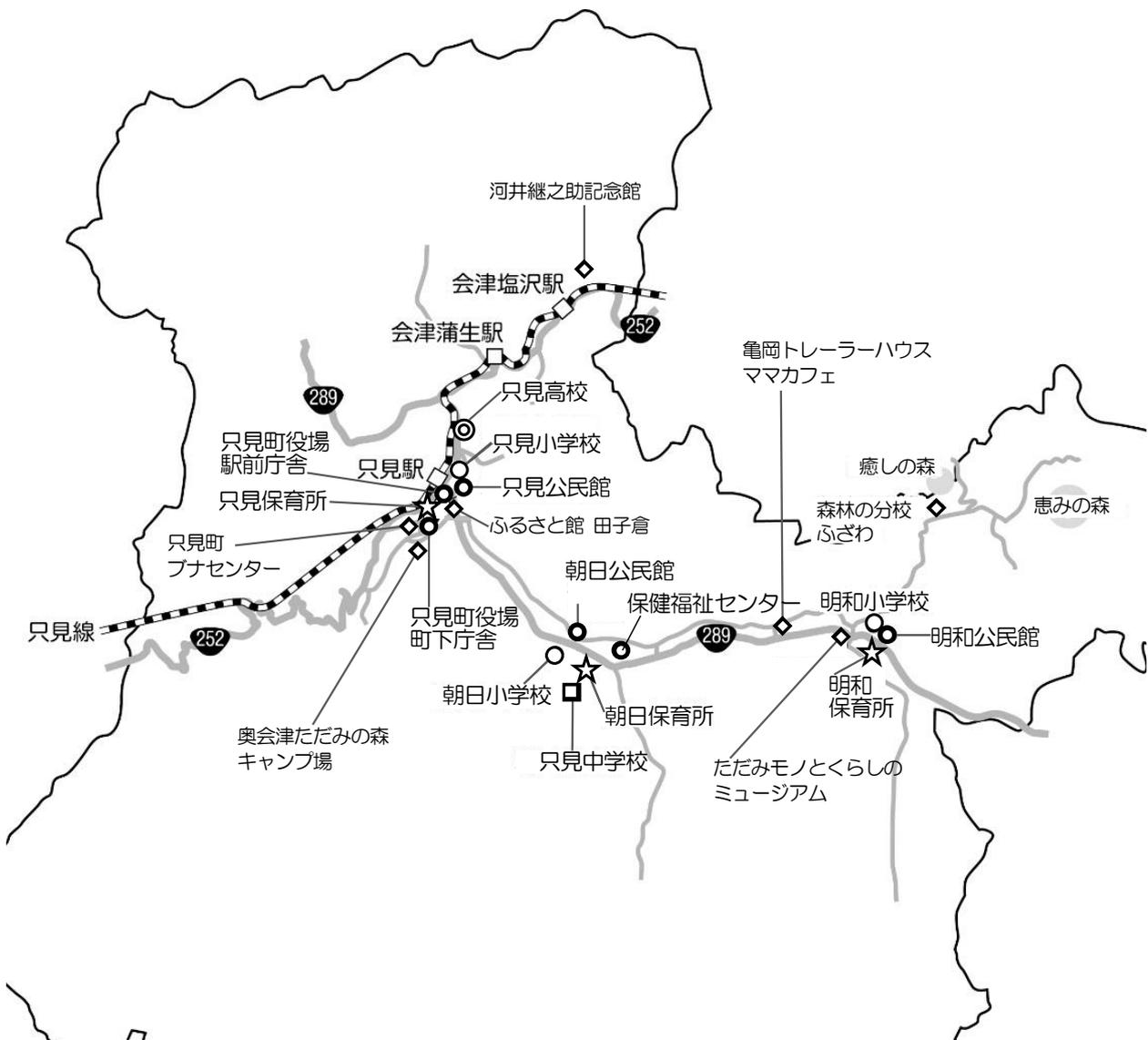


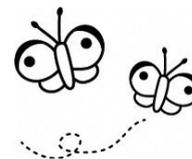
# 1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本町では、各地域の子ども人口の状況や教育や保育のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域は町全域を1つの区域として設定しました。

## ■ 令和7年3月時点 本町の教育・保育施設の状況





## 2 人口推計

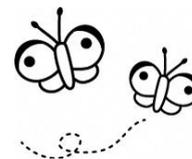
教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

### ■実績を基にした人口推計

単位：人

	実績			推計				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	16	18	9	10	9	8	8	7
1歳	22	13	17	8	8	7	6	6
2歳	23	19	14	17	8	8	7	7
3歳	19	22	19	14	16	9	8	7
4歳	28	20	22	19	13	15	8	8
5歳	18	28	18	20	17	12	14	8
6歳	21	17	27	18	19	16	12	13
7歳	21	21	17	27	18	19	16	12
8歳	26	20	21	17	27	17	19	16
9歳	13	27	19	20	16	25	16	18
10歳	26	14	27	19	20	16	25	16
11歳	19	26	14	27	19	20	16	25
12歳	25	19	25	13	25	18	19	14
13歳	35	25	19	25	13	25	18	19
14歳	28	34	25	19	24	13	24	17
15歳	43	27	33	25	19	25	13	25
16歳	34	48	38	49	35	26	34	18
17歳	33	31	47	37	48	35	25	33
18歳	25	22	21	35	28	37	26	18

資料：令和2年～令和6年の各4月1日時点住民基本台帳各歳別人口を基に変化率を求め推計



### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

#### 教育・保育の量の見込み

国の手引きに基づき、教育・保育の量の見込みを算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、町内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及び本町の確保方策は以下のとおりとなります。

#### ■教育・保育給付認定の区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		3歳未満の子ども
保育の必要性	なし	あり	あり
利用可能な施設	認定こども園・幼稚園	保育所(園)・認定こども園	
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間(1日11時間まで)	
		保育短時間(1日8時間まで)	

#### ■量の見込みと確保方策

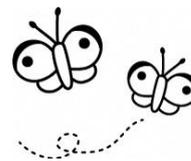
(単位：人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳
①量の見込み	3	50	6	7	17	3	43	5	8	8	3	33	5	7	8
②確保量	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20
教育・保育施設	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	2	5	14	13	3	2	12	15	12	12	2	22	15	13	12

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	3~5歳	0歳	1歳
①量の見込み	3	27	4	6	7	3	20	4	5	7	
②確保量	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20	
教育・保育施設	5	55	20	20	20	5	55	20	20	20	
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②-①	2	28	16	14	13	2	35	16	15	13	

確保方策

令和7年4月に町内保育所の3歳以上児を統合した認定こども園を開園しますが、今後、児童数の更なる減少が予想されることや保護者の就労状況及びその他の変化など、今後多様化する教育・保育ニーズなど状況を確認しながら、認定こども園・保育所の適正な規模と配置の検討、また保育士等職員確保に努め、受入れ体制の更なる充実を図ります。



## 4 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要と現状】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	1	1	1	1	1
②確保量	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

#### 確保方策

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の機能を包括したこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じるための窓口を一本化することを目指します。また、地域子育て相談機関を設置し、すべての子育て家庭が相談できる場をもて、こども家庭センターと連携した支援ができる体制づくりを目指します。今後も現行の体制を継続し、状況を的確に把握することにより、支援を必要とする保護者が利用できる母子保健サービスの情報提供を行うとともに、関係機関と協力・連携して支援プランの策定等を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要と現状】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、各保育所で「すこやか広場」、保健福祉センターで週3日一室を開放した交流の場（「すくすくひろば」）や、「離乳食おやつ教室」、「あそびの教室」、「かるがもクラブ」等の親子で参加できる教室、子育てについて相談できる「乳児健康相談」を行っています。

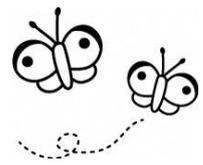
#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	87	75	58	53	48
②確保量	人回/年	100	100	100	100	100
②-①		13	25	42	47	52

※人回は年間延べ人数

#### 確保方策

現在実施している子育て支援拠点事業の充実を図り、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を積極的に行うことで仲間づくりができるような場所と支援の提供を行います。



### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業概要と現状】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の随時に必要な医学的検査を実施する事業です。

現在、妊娠初期から出産までの15回の健診及び産後2週間健診、産後1か月健診を公費負担により無料で実施しています。多胎妊娠の場合、妊婦健康診査を更に5回分まで無料で追加実施しています。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	150	135	120	120	105
②確保量	人回	150	150	150	150	150
②-①		0	15	30	30	45

※量の見込みは0歳児人口×1人当たりの妊婦健診回数(15回)

#### 確保方策

母子手帳申請時に健康診査受診票を交付し、公費負担による妊婦健診の実施体制を確保することで、妊娠期における母子の健康保持を推進していきます。  
また、健診を受けられる産婦人科が町内にないため、遠方への通院が余儀なくされており、健診に係る交通費の補助に加え、出産に係る交通費等の補助を継続していきます。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要と現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。現在は、保健師が新生児のいる家庭を訪問する「新生児訪問指導」を実施しています。また、多胎児家庭への支援についても検討していきます。

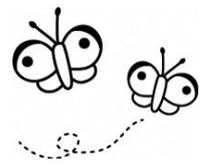
#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	10	9	8	8	7
②確保量	人	15	15	15	15	15
②-①		5	6	7	7	8

※量の見込みは0歳児推計数

#### 確保方策

保健師による新生児訪問指導と併せて実施し、育児に関する不安や悩みの相談を受けたり、養育環境の把握に努めます。  
育児不安や不適切な養育を発見した場合は、各種相談、訪問事業を通じてフォローし、必要に応じて、養育支援訪問事業などへ引き継ぎを行います。



## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業概要と現状】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在も保健師が、養育支援が必要な家庭を訪問し、相談・援助等を行っています。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	2	2	2	2	2
②確保量	人	5	5	5	5	5
②-①		3	3	3	3	3

#### 確保方策

乳児全戸訪問事業や各種検診等で支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。町単独での対応が困難と判断されるケースについては、児童相談所や専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を行っていきます。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業概要と現状】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

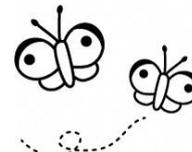
### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	-	-	-	-
②確保量	人日	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

#### 確保方策

本町には児童養護施設等が設置されていないため、本計画期間中の事業の実施は見込まず、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合は、町外施設を利用できるよう関係機関等との連携強化及び情報共有を図っていきます。

また、ケースに応じて、町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」等での受入れを検討します。



## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 【事業概要と現状】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/月	-	-	-	-	-
②確保量	人日/月	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

#### 確保方策

本町の規模ではファミリー・サポート・センター事業の実施は難しく、本計画期間中の事業の実施は見込んでおりません。  
ニーズに対しては、町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」や一時預かり等で受入れ体制の確保を図っていきます。

## (8) 一時預かり（一時保育）事業

### 【事業概要と現状】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、町内の3か所の保育所で満1歳児からの一時保育受入れを実施しています。

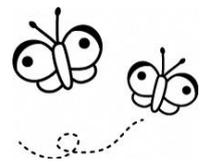
### ■量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	一時預かり* (在園児を対象)	人日/年	10	10	10	10	10
	その他		17	14	11	10	8
②確保量	一時預かり (在園児を対象)	人日/年	10	10	10	10	10
	その他		20	20	20	20	20
②-①			0	0	0	0	0
			3	6	9	10	12

\*1号認定児の教育時間以外の預かり保育。その他は在園児以外の預り ※量の見込みは延べ人数

#### 確保方策

低年齢からの保育施設利用が増えているため需要は減少傾向にありますが、今後も継続して実施するとともに、より利用しやすい制度設計と体制整備を行います。



## (9) 延長保育事業

### 【事業概要と現状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	35	28	23	19	16
②確保量	人	40	40	40	40	40
②-①		5	12	17	21	24

※量の見込みは2号・3号認定児童の推計人口×平均利用実績率

確保  
方策

今後も継続して実施するとともに、より利用しやすい体制を整備していきます。

## (10) 病児保育事業

### 【事業概要と現状】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	-	-	-	-	-
②確保量	人	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

確保  
方策

当事業は、通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向があります。本町においては、看護師や施設の確保が困難なため、本計画期間中の実施は見込んでおりません。

ただし、利用者のニーズも高いことから、今後は保育施設整備の際には預り場所の整備についても検討し、また、広域連携事業としての可能性を探るとともに、医療機関等との協議を進めていきます。



## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 【事業概要と現状】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在は、町単独事業として就労等を要件としない放課後等における児童の安心で安全な居場所の確保、児童の基礎体力・運能能力の向上、生活習慣、学習習慣の確立を図り、体験活動や交流活動を通じて主体性を養うとともに、保護者の子育てに関する学びの場の提供等を目的として「子どもクラブ」を実施しています。

### ■量の見込みと確保方策

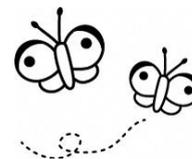
		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	1年生	人	22	20	19	18	17
	2年生		20	19	18	17	16
	3年生		17	16	15	14	13
	4年生		10	9	9	8	8
	5年生		7	7	6	6	6
	6年生		5	5	5	4	4
② 確保量	1年生		22	20	19	18	17
	2年生		20	19	18	17	16
	3年生		17	16	15	14	13
	4年生		10	9	9	8	8
	5年生		7	7	6	6	6
	6年生		5	5	5	4	4
②-①			0	0	0	0	0

※量の見込みは、対象の推計人口×過去実績の利用率（学年はR5年度の実績構成比率で案分）

### 確保 方策

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、今後も継続して実施するとともに、関係機関の連携を図り、人員体制の確保と安全な預りのための研修を行います。

また、夏休みについては保護者の就労等を要件にした、児童が安全に過ごせる場所の確保のための「夏休み子どもクラブ」も継続します。その他長期休みの期間についてもニーズに応じた対応を行っていきます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要と現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 確保 方策

本町においては副食費も無償としており、事業の実施については、近隣町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握して、地域の実情に即した方策を検討していきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業概要と現状】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 確保 方策

事業の実施については、事業内容や民間事業者の参入などの動向などを把握して、相談支援が実施できるよう地域の実情に即した方策を検討していきます。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業概要と現状】

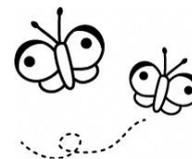
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	-	-	-	-
②確保量	人日	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	-

#### 今後の 方向性

訪問支援員の確保なども必要であり確保量は見込んでおりませんが、スクールソーシャルワーカー等とも連携し対象者の把握に努めるとともに、保健師等の訪問による育児相談や指導・助言を行いながら、他の事業とも連携し子育て支援に努めます。



## (15) 児童育成支援拠点事業

### 【事業概要と現状】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

#### 確保 方策

対象者の把握に努めるとともに、関係機関と連携して地域の実情に即した方策を検討していきます。

## (16) 親子関係形成支援事業

### 【事業概要と現状】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

#### 確保 方策

保護者を対象とした子育て支援研修の実施など、専門的な知識や経験を有する講師による学習機会を提供し、こどもとの適切なかわり方を学び、良好な親子関係を構築できるように、子どもの発達状況等に応じた支援を行います。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

### 【事業概要と現状】

妊婦、その配偶者に対して、面談などを行うことにより、心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

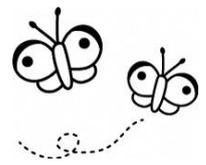
#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	回	34	30	29	26	25
②確保量	回	36	33	33	27	27
②-①		2	3	4	1	2

※量の見込みは0歳児推計人口×実績の妊娠届出率×1人当たりの面談回数3回

#### 確保 方策

妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせることで相談支援を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施しています。



## (18) こども誰でも通園制度

### 【事業概要と現状】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満のこどもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

### ■量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	人日	-	8	10	11	13
	1歳児		-	1	1	1	1
	2歳児		-	0	0	0	0
②確保量	0歳児		-	8	10	11	13
	1歳児		-	1	1	1	1
	2歳児		-	0	0	0	0
②-①		-	0	0	0	0	
		-	0	0	0	0	
		-	0	0	0	0	

※量の見込みは0歳児推計人口の50%、1・2歳児10%で8年度から段階的に利用時間を増やして算出

### 確保方策

現在は低年齢児から保育施設等に入所する児童が多いため需要量は多くないことが予想されますが、ニーズを確認しながら、受け入れ可能な人員配置と施設環境の整備の検討と併せ、一時預かりサービス事業や他の子育て支援団体などと連携した対応方法についても検討していきます。

なお、令和8年度からは新たな給付として創設予定となっています。





## (19) 産後ケア事業

### 【事業概要と現状】

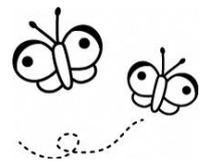
出産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
アウトリー チ型	①量の見込み	人日	2	2	2	2	2
	②確保量	人日	2	2	2	2	2
短期入所型	①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	②確保量	人日	0	0	0	0	0
通所型	①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	②確保量	人日	0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

#### 確保 方策

助産師会に委託し、入院期間中に習得できなかった育児技術の習得や、出産後の不安定な心身のケアを助産師の専門的な目線できめ細かい支援をしていただきます。宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型と3種類あり、本町で出産した場合でも県内で里帰り出産した場合でも利用しやすい形態が選べます。妊娠中から周知し、出産後の生活のイメージだけでなく、退院後も授乳指導や乳房マッサージなど、受けられる支援情報を提供し、安心して産後の生活が迎えられるように支援します。



## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園について

本町は、令和7年度に3つの保育所の3歳以上児を統合し既存施設を修繕、利用して、幼保連携型認定こども園を開園し、こどもたちが健やかに成長できるよう、ソフト面での教育・保育機能の充実や、より質の高い教育・保育の一体的提供を目指します。

また、教育保育の一体的提供のためにハード面での施設の新設等、受入環境整備についても検討していきます。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

こどもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、保育士のスキルアップを目指した「ただみ健やか発育・発達支援事業」を継続するとともに、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

### (3) 保育所・認定こども園・小学校連携の取組の推進について

満3歳未満の保育を行う保育所を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用することができるよう、認定こども園と保育所の連携が必要となります。

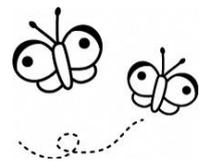
また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所・認定こども園・小学校が連携し、5歳児の小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。特に、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

### (4) 幼保・小・中・高連携の取組について

未就学時から高等学校までのライフステージごとに切れ目を作ることなく、つながりのある支援と教育が受けられるよう連携を図ります。

子どもの数が減少する中で集団を意識した教育活動が行えるよう、小学校の在り方についても検討し、さらに小中が連携した義務教育の提供についても検討していきます。

また、町が実施する只見高等学校振興対策事業の精査・充実を図り、中学校と只見高等学校がつながり、連携した振興対策に取り組めます。



# 第6章

## 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働など広範囲に関わるものであり、行政だけでなく、住民参画のもと、一体となって進めていくことが重要です。

本計画を町民へ広く周知するとともに、計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させながら進めていきます。

### (1) 計画の周知

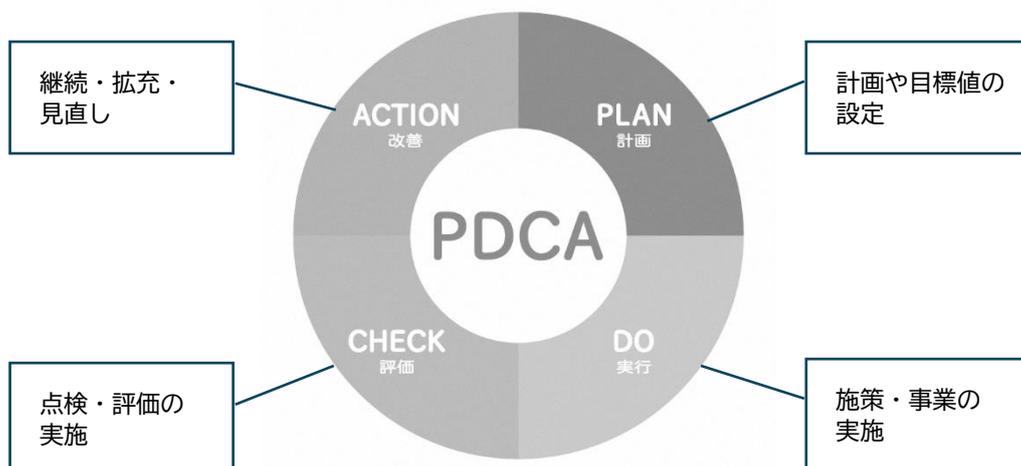
家庭、地域、教育・保育機関、関係団体、事業者等が、基本理念を共有し、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、町ホームページへの掲載など、この計画の周知・啓発に努めます。

### (2) 協働の推進

本計画の推進に向けて行政や家庭、地域、教育・保育関係機関それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに連携・協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

### (3) 計画の進行管理

計画の実現に向けて、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、また、今後の社会情勢の変化に伴う子育て支援策のニーズに対応するため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うよう努めていきます。



# 資料編

## 1 子ども・子育て会議に係る資料

### (1) 只見町子ども・子育て会議の運営に関する規則

---

平成25年3月29日条例第1号

只見町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

**第1条** 子ども及び子育てに係る施策に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、只見町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項
- (3) 只見町子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項
- (4) 只見町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 会議は、前項に規定する事項に関し必要があると認めるときは、町長及び関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

**第3条** 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町内に住所を有する子どもの保護者で、町長が行う公募に応じたもの

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、会議に専門委員を置くことができる。

(委員)

**第4条** 委員及び専門委員は非常勤とし、任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 専門委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議に出席し、議決を行う場合には、前2項の規定の適用について委員とみなす。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## (2) 只見町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	只見町保育所	所長	梁取 洋一	
2	朝日保育所	主任保育技査	木津 弘典	R5.5.11～
3	只見町小中学校長協議会会長	只見中学校長	伊藤 知雄	会長 R5.5.11～
4	民生児童委員協議会	主任児童委員	吉津 和子	
5	民生児童委員協議会	主任児童委員	矢沢 千代	副会長 R5.5.11～
6	只見町社会教育委員会	社会教育委員議長	五十嵐 佳子	R6.4.1～
7	こもりっこ	明和地区役員	星 美彌子	
8	菊池医院	理事長	菊池 信太郎	
9	まゆみ学園	理事長	古渡 一秀	
10	只見保育所保護者会	会長	鈴木 徹	R6.4.1～
11	朝日保育所保護者会	会長	渡部 俊	R6.4.1～
12	明和保育所保護者会	会長	山内 裕子	R6.4.1～
13	只見小学校 PTA	会長	松永 孝一	R6.4.1～
14	朝日小学校 PTA	会長	梁取 正典	R6.4.1～
15	明和小学校 PTA	会長	矢沢 裕也	R6.4.1～
16	只見中学校 PTA	会長	角田 祐介	R6.4.1～
17	只見高校 PTA	会長	矢沢 悟	R6.4.1～
18	福島県南会津保健福祉事務所	主任社会福祉主事	大関 健夫	R5.5.11～
19	保健福祉課	課長	吉津 瑞穂	R5.5.11～
20	保健福祉課	主任保健師	星 友美	R5.5.11～

委員任期：令和5年3月1日～令和8年2月28日

※任期中に交代した委員

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	只見保育所	主任	藤田 志津	
2	只見町小中学校長協議会副会長	只見中学校長	星 英典	
3	只見高校 PTA	会長	本名 俊之	
4	福島県南会津保健福祉事務所	専門社会福祉主事	石井 英世	
5	只見町教育委員会	教育次長	菅家 亮	
6	只見町教育委員会	学校教育係長	阿久津 聖子	
7	只見町振興センター	センター長	馬場 一義	
8	只見保育所保護者会	会長	馬場 諒	
9	朝日保育所保護者会	会長	鈴木 誠	
10	明和保育所保護者会	会長	山内 祐美	
11	只見小学校 PTA	会長	増田 良	
12	朝日小学校 PTA	会長	五十嵐 亮太	
13	明和小学校 PTA	会長	五十嵐 剛	
14	只見中学校 PTA	会長	齋藤 聡	
15	只見高校 PTA	会長	目黒 夏樹	
16	NPO法人ただみコミュニティクラブ	クラブマネージャー	平山 真恵美	

※二重線以下、令和5年度より町機構改革により、事務局についても保健福祉課から教育委員会へ変更となっています。

### (3) 策定の経緯

日程	議事
第1回令和5年3月4日 13:30～ 於：朝日振興センター2階ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会長、副会長の選出について</li> <li>■会議の概要とスケジュールについて</li> </ul>
第2回令和5年5月11日 13:30～ 於：朝日振興センター2階ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会議の概要と今後のスケジュールについて</li> </ul>
第3回令和5年6月1日 11:00～ 於：朝日公民館2階ホール	認定こども園に関する協議のみ
第4回令和5年10月25日 10:30～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援計画について（ニーズ調査案）</li> </ul>
令和5年12月15日～令和6年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て支援ニーズ調査 （未就学保護者、小学生保護者、中高生年代）</li> </ul>
第5回令和5年12月22日 14:10～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども子育て支援事業計画策定に向けたスケジュールについて</li> </ul>
第6回令和6年3月19日 14:40～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども子育て支援事業計画策定にニーズ調査の結果について</li> </ul>
第7回令和6年5月24日 10:40～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果について</li> <li>■子育て講話 「只見町が子育て日本一になるまちづくり～子どもの成育環境からまちづくりを考える～」 講師： 医療法人仁寿会菊池医院院長 菊池信太郎先生</li> <li>■R6年度子ども子育て支援事業計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
第8回令和6年7月30日 14:40～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援計画の策定方針について</li> <li>■只見町子ども・子育て支援計画の骨子案について</li> </ul>
第9回令和6年10月8日 13:30～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
第10回令和6年11月19日 13:30～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正とスケジュールについて</li> </ul>
第11回令和7年1月30日 13:30～ 於：只見公民館1階集会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援事業計画（最終案）について</li> </ul>

## 只見町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行者：只見町教育委員会

〒968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下2591番地の30

TEL 0241-82-5320

FAX 0241-82-2337